

# 「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」成果物

令和3年度 発達障害児者地域生活支援モデル事業

**実施主体** 滋賀県（所管：障害福祉課）

**事業受託者** 社会福祉法人しが夢翔会  
（担当部署：大津市発達障害者支援センターかほん）

令和4年3月31日

---

---

# 目 次

---

---

---

## I 事業の概要 [2]

---

- |                         |       |   |
|-------------------------|-------|---|
| 1、実施者など                 | ..... | 3 |
| 2、事業の概要（事業計画書より抜粋、一部追記） | ..... | 3 |
- 

---

## II 「成果物」 [4]

---

- |  |       |    |
|--|-------|----|
| 1、前年度に実施した課題整理の改訂                                    | ..... | 5  |
| 2、連携ツール「大学から地域の支援機関に「つなぐ」ときの、<br>具体的な検討・評価視点と対応可能機関」 | ..... | 7  |
| 3、大学と地域の支援機関との連携に資する<br>研修等の企画を通しての調査                | ..... | 11 |
- 

---

## III 資料A 本事業全体の結果 [16]

---

- |                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| 1、これまでの経過       | ..... | 17 |
| 2、本年度（令和3年度）の結果 | ..... | 19 |
| 3、今後に向けて        | ..... | 22 |
- 

---

## IV 資料B 合同学習・合同研修・情報交換会より [23]

---

---

---

I  
事業の概要

---

---

## 1、実施者など

### 1) 実施主体

滋賀県

### 2) 事業受託者

社会福祉法人しが夢翔会（担当部署：大津市発達障害者支援センターかほん）

## 2、事業の概要（事業計画書より抜粋、一部追記）

### 1) 目的

発達障害のある大学生が学生生活を安定的に過ごし、卒業後の自立した生活に進むためには、在学中から大学と地域が連携して支援に取り組む必要があることから、大学における学生支援担当者が支援スキルの向上を図り、地域の福祉・労働分野の支援者と連携した就労支援が行えるようにすること。

### 2) 内容

- (1) 滋賀県内の大学の進路担当者等への助言・相談対応等  
⇒ 前身の高校大学対象のモデル事業で対象にならなかった、県中部・北部の6大学
- (2) 発達障害者の就労支援等に関する検討会の開催  
⇒ 課題整理や(3)の企画などを実施
- (3) 滋賀県内の大学の進路担当者等と発達障害者の生活・就労等に関する地域の支援機関との連携に資する研修等の企画・運営
- (4) 滋賀県内の大学における発達障害者理解促進のための講座等の企画・運営



---

## Ⅱ

# 「 成 果 物 」

---

- 1 前年度に実施した課題整理の改訂
- 2 連携ツール「大学から地域の支援機関に「つなぐ」ときの、  
具体的な検討・評価視点と対応可能機関」
- 3 大学と地域の支援機関との連携に資する研修等の企画を通しての調査

## 1、前年度に実施した課題整理の改訂

事業内容「発達障害者の就労支援等に関する検討会の開催」として、「発達障害等のある大学生支援にかかる連携体制検討会議」を実施した。その中で、昨年度本事業で行った課題の整理を、次ページのように改訂してより現状を説明できるものとした。

以下は、「検討会議」の企画書からの抜粋である。

### 1) 本会議の目的

#### ①課題や経過

近年全般的に、地域の身近な場所でライフステージを通じた切れ目のない支援が進んでいる。大学においても学生支援の体系が充実し、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行（平成28年4月）以降は、全体的に障害学生の把握や支援が顕著に進んでいる<sup>1</sup>。

一方で、個別で具体的な学生像や支援状況を見ると、非常に様々である。大学と“地域”の連携の質・量もそうであるし、それ以前に大学ごと・地域の相談機関ごとの違いもある。それらの違いやつながり（連携）の不足によって、必要な支援が当事者・家族等に届かないことがあり、昨年度の本事業ではその整理を行った。

#### ②目的

昨年度のまとめを受けて、特に「つなぐ」すなわち連携の強化・促進をテーマに、本事業終了後も見すえて具体的に課題や方策等を検討する。

### 2) 内容

- ・発達障害等のある大学生支援にかかる、連携上の課題と方策について
- ・本事業内で実施する、大学と地域の支援機関の情報交換会実施等について
- ・連携促進のツールとして、昨年度本事業内で試作した連携時の視点や対応可能機関に関する表などの作成

### 3) 開催日時・場所

第1回 令和3年12月10日（金） 14:00～16:00 （滋賀県大津合同庁舎 **7C**会議室）

第2回 令和4年1月28日（金） 14:00～16:00 （滋賀県大津合同庁舎 **3A**会議室）

### 4) 構成員

大学関係者	大学規模・支援状況などの異なる2～3大学の学生支援等の教職員 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム事務局	
地域の支援機関等	福祉	滋賀県発達障害者支援センター
	労働	滋賀労働局職業安定部職業対策課 滋賀県障害者働き・暮らし応援センター
		医療
事業実施主体	滋賀県障害福祉課社会活動係	
事務局	社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センター	

<sup>1</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 「令和2年度（2021年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」 令和3年8月（令和元年度に比べて、令和2年度はコロナ禍の影響で「障害学生」が減少したが、発達障害に限れば増加が続いている。）

滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」 課題整理と対応等についてのまとめ（令和3年度改訂）

- 【現在の状況等】
- 大学での配慮が必要な学生数は増加している。診断等が無いが配慮を受けている学生もいる。
  - 二次障害を呈すると、困り感や支援の困難度が大きくなる。一方で障害開示・訓練・支援機関利用する場合の就職定着率は上がる。
  - コロナ禍において、大学に来て学ぶ機会・活動する機会が減少している。

課題の整理	期待される対応	○本事業での対応 ・他で対応
<p>① 【大学による取組の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学（規模・学内組織・専門性等）による支援量・内容等の違いがある。</li> <li>・単純に支援機関の存在等を知らない場合があり、大学内の教職員にも違いがある。知っていても、つなぐための見立てに迷ったり違いが生じたりする。</li> <li>→外部からのコンサルや地域につなぐハブになる存在が必要など多い。（コンソーシアムでの関係職員研修等はあるが、広く浅いので個別の大学・学生に応じたものではない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 支援機関等による大学への研修や、学内周知の強化</li> <li>⇒ 特に体制の整っていない大学に対する、支援機関からのコンサルテーションや“つなぎ”支援の継続</li> <li>⇒ 本人への支援機関情報のお知らせ</li> <li>⇒ 大学関係者と支援機関とが知り合える「顔の見える」場の設定（継続化・システム化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回相談等の継続</li> <li>○コンサルテーション先の選定</li> <li>○合同研修会（“連携”もテーマの一つとする）</li> <li>○情報交換会の継続</li> <li>・相談支援機関の情報のとりまとめ・提供</li> <li>・資源マップ改訂、資源マップ利用フローの完成</li> </ul>
<p>② 【自己理解の不足】⇒意思表示や支援へのつながりにくさ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己認識が弱く大学に来て困り感が大きくなったケースの方が、対応の困難度を感じやすい。（支援の不足の他に、学業等に追われて大学までそれが難しかったケースもある。）</li> <li>グレイゾーンの学生への支援 生活・行動面での支援 二次障害を発症しているケース</li> <li>・保護者が支援を要請しても、本人の自己認識が無い中での引継ぎでは大学での支援に必須の意思表示につながりにくく、本人も意思表示や「支援」への抵抗が拭えていない。</li> <li>・保護者等により環境整備がなされてきた結果、本人が困ったときに相談するという経験をしないまま育ってきている。（成人期の自立を見据えた関わり・支援の不足）</li> <li>・大学のみで自己理解を深める取り組みは難しい。</li> <li>・自分で支援や相談つなげられない学生や自分で支援機関に行けない学生、また、ハローワーク等の相談初期に障害や難しさやニーズなどを説明できない学生は、困難さを抱えやすかったり必要な支援に届かず途切れたりする。あるいは、大学などの教育機関に求められるスピードに福祉等のそれが合わず、そのうちに二次障害発症等につながることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 支援機関による大学へのコンサルテーション</li> <li>⇒ つなぐりにくい学生への丁寧な支援と、コンサルテーション等の一環としての大学での部分的な個別相談</li> <li>⇒ 支援機関対象の研修等に関して、左記のケースへの支援・視点を含む。</li> <li>⇒ 当事者や幅広い学生等も含んだ、周知や研修の実施・継続</li> <li>⇒ 高校以前からの支援や相談への抵抗を減らす取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合同研修会（保護者を対象とした研修の検討含む）</li> <li>○巡回相談等の継続</li> <li>・高校以前の特別支援教育コーディネーター会議</li> <li>・市町発達支援室・センター連絡会議</li> </ul>
<p>③ 【相談支援機関による対応の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県ごと・市町ごと・支援機関ごとの違いが大きく、大学・当事者が相談支援機関につながろうとしても混乱してしまう。待ち時間が長い支援機関もある。</li> <li>・滋賀県は下宿している大学生が多いが、住民票がある学生の支援に限られる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 課題を共有する機会の設定（統一した対応のための協議）</li> <li>⇒ 大学関係者や当事者にとって分かりやすい情報提供の強化</li> <li>⇒ 大学関係者と支援機関とが知り合える（顔の見える）場の設定（継続化・システム化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報交換会の継続</li> <li>・相談支援機関の情報のとりまとめ・提供</li> <li>・資源マップ改訂、資源マップ利用フローの完成</li> <li>・市町発達支援室・センター連絡会議</li> </ul>
<p>④ 【大学での現状・支援への認識不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学での学生や支援の現状を、当事者・保護者・支援機関が充分に知らないことがある。</li> <li>・高校や支援機関において、大学へ送り出す時や大学での入学時に、高校での支援と大学での支援の違いがあることのガイダンスの不足によって、当事者・保護者の大学やそこでの支援に関する認識にギャップを生んでいる。</li> <li>・高校や支援機関において、大学での支援、本人による意思表示の重要性および学び方等を知らないためにうまくつなげない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 高校や支援機関が、大学での現状・支援について知ることのできる研修会等の実施およびその継続</li> <li>⇒ 大学関係者と支援機関とが知り合える（顔の見える）場の設定（継続化・システム化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合同研修会（保護者を対象とした研修の検討含む）</li> </ul>
<p>⑤ 【大学での就職支援の限界や、大学生へのインターン・体験の機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学において、一般的な大学生への就職支援を越えた障害者就労に関する支援までは難しい。</li> <li>・大学においては丁寧な就職支援までは難しく、発達障害者が仕事・労働へのイメージを育てにくい。支援機関には、障害者雇用について新卒用の求人募集や対応が無い。</li> <li>・アルバイトの機会や障害者雇用のインターンの機会など、実体験の場が少ない。また、障害者の求人情報は一般求人のように得にくく、また就職活動の動き出しの時期に大きく左右される。（コロナ禍においては一層顕著）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 学卒×障害者就労に特化した取り組み、あるいは、“困っている学生”に対する就活支援の場の設定</li> <li>⇒ 体験の場の機会の設置</li> <li>⇒ 本人の情報の得やすさの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合同研修会で、好事例を取り上げる</li> <li>・大学へのコンサルテーションについて就労に関する部分の強化</li> <li>・合説、就労に特化した情報交換会、他</li> </ul>
<p>⑥ 【各分野・各事業をつなぐ仕組みの不充分さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ状態像の当事者に対して、分野等が異なると見立ても異なることがある。</li> <li>・大学と各支援機関とのつながりが、そもそも少ない。連携の必要性の認識や意思があっても、互いに窓口が分かりにくい。（大学の担当部署、支援機関の大学担当（大学についてあまり知らない支援者だと、対応が不十分になることがある。））</li> <li>・支援機関内でも、同種・同目的の事業について、分野等が異なると互いに知らなかったり有効活用しあえる仕組みやシステムがない。（福祉の支援機関と労働分野での心理相談の連携が弱い、など）</li> <li>・就労支援機関等により、支援の関わりが開始できる時期の違いがある。（求職時点・内定時点・就職後）</li> <li>・大学入学時・卒業時や学外機関とつながるときに、大学と学外が並走して支援するのりしろ期間が無い・短いために、つないでも支援が途切れやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 大学の連携にかかる窓口周知や窓口設置促進、および、支援機関における大学生支援の担当者の設置</li> <li>⇒ 課題を共有する機会の設定（統一した対応のための協議）</li> <li>⇒ 異なる分野が同じ場でケース共有して、見立てやその尺度を共有する、またそれを継続する場の設定。</li> <li>⇒ 異なる分野の事業等を統括的に集約して、円滑に支援につなぐ進捗するための、相互理解や仕組みの構築。（のりしろ期間に関する一定のシステム化も含む。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報交換会の継続的な実施</li> <li>○合同研修会で、好事例を取り上げる</li> <li>・発達障害者支援地域協議会や自立支援協議会等における、左記を目的とした協議や具体的な進捗の補完など</li> </ul>

## 2、連携ツール「大学から地域の支援機関に「つなぐ」ときの、

### 具体的な検討・評価視点と対応可能機関

#### 1) 前身事業にて作成の「資源マップ」

##### ①作成の経緯

大学生・発達障害の人を支援する機関は様々にある。それぞれに自機関のパンフレットなどの案内はあるが、それらを集めても当事者・家族や支援機関に精通しない大学にとっては情報量が過多になりやすい。また、それぞれのパンフレット等に類似の表現が多く（例「本人に寄り添って丁寧に相談」）、そもそもそれぞれの機関がどのような事業を実施しているかの理解から難しくなってしまう場合もある。このような状況では、当事者等が主体的に支援を受けることや大学が支援機関と円滑に連携することが阻害されてしまう。

その状況への対応として、本事業前身の「高校・大学を対象とした発達障害キャリア支援モデル事業」では、様々な支援機関を網羅的に、しかし、A3サイズ2ページに収めた支援機関の一覧を作成した。（8・9ページ参照）その後、この「資源マップ」は、滋賀県障害者自立支援協議会 相談支援事業ネットワーク部会 発達障害分野にて改訂され、大学も含めて滋賀県内で広く配布された。また、滋賀医科大学精神医学講座によるサイト「びわこネット」など、WEB上でもアクセスできるようになった。さらには、地域の現状に応じて、さらに改訂して活用している福祉圏域もある。

##### ②課題

「資源マップ」は上述のように配布・活用され、一定の成果があった。例えば、「初めてそれぞれの機関が何をしているのか(整理して)分かった」といった声が聞かれた。また、大学によっては、支援機関との連携を検討する際にまず確認する書類になっていたりと、必要な学生への配布をされたりしている。一方で、本事業での巡回等において大学や当事者等からは、なお支援機関の理解が難しい、との声もあった。また、「資源マップ」により支援機関を整理して理解しやすくなったが、当事者や大学の個別性の違いは大きい。その違いに応じて具体的にどの機関につながれば良いかが判断しきれず、結局のところ実際の連携・接続に達しないケースもあった。

#### 2) 新たな連携ツール（表）の作成

##### ①作成の経緯

上記の課題への対応として、10ページの表の素案を昨年度本事業にて作成した。素案に高評価が多かったため、本年度に完成させた。完成にあたっては、本事業巡回先を中心とした大学や当事者等、また、「発達障害等のある大学生支援にかかる連携体制検討会議」で検討いただいた。

##### ②表の見方・活用法

大学から地域の支援機関に「つなぐ」にあたって、具体的に必要な評価の視点が表の縦に列記されている。横には、様々な機関が列記されている。

評価内容すなわち当事者の状態像に応じて、対応可能あるいは「つなぐ」に適している場合は、「○」が記載されている。「○」の多い機関に「つなぐ」ことで、連携・接続が効果を発揮する可能性が高い。

#### 3) 謝辞

本表作成にあたって、改良につながるような試用や貴重な意見を何度もいただいた大学関係者・支援関係者、また、当事者・家族の皆さまに、深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

「発達障害」に関して様々な支援機関(社会資源)があり、それぞれに役割(業務内容)や対象年齢などが異なります。そのことについて、当事者・家族・学校等の関係者の方から、複雑でややこしい等のお声を聞くことがあります。ややこしさへの一つの対応として、支援機関の全体像を把握し、支援機関をより使いやすく感じていただけるよう、一覧を作成いたしました。  
 なお、一覧は、滋賀県障害者自立支援協議会発達障害部会として、法律に基づく機関であるとか相談者が多いといった支援機関を列記しており、あらゆる「発達障害」支援機関を網羅しているわけではないことを申し添えます。

## 1、「福祉圏域」ごとの1次的な窓口

大まかな一覧は、「2、一覧」の通りですが、福祉圏域や自治体によって異なる部分もあります。  
 「2、一覧」のどこに連絡して良いか分かりにくい場合や支援をご希望の場合、まず一旦以下の連絡先にご連絡ください。

福祉圏域	圏域に含まれる市町	1次的な窓口
大津	大津市	* [高校卒業・18歳以降] 大津市発達障害者支援センターかほん 電話 077-526-5477 FAX. 077-534-4477 * [中学卒業まで] 大津市子ども発達相談センター 電話 077-511-9330 FAX. 077-526-8030 * 大津市障害福祉課 電話 077-528-2745 FAX. 077-524-0086
南部	草津市、守山市、栗東市、野洲市	* 以下のうち、お住まいの自治体へ。 - 草津市 [発達支援等] 発達支援センター 電話 077-569-0353 FAX. 077-566-5144 [福祉サービス利用に関すること] 障害福祉課 電話 077-561-2363 FAX. 077-561-2480 - 守山市 [発達面全般] 発達支援センター 電話 077-582-1158 FAX. 077-581-1628 [福祉サービス利用に関すること] 障害福祉課 電話 077-582-1168 FAX. 077-581-0203 - 栗東市 [学齢期] 子ども発達支援課 電話 077-554-6152 FAX. 077-554-6153 [その他] 障がい福祉課 電話 077-551-0304 FAX. 077-553-3678 - 野洲市 [乳幼児期～成人期対象] 発達支援センター 電話 077-587-0033 FAX. 077-587-2004
甲賀	甲賀市、湖南市	* 甲賀地域ネット相談サポートセンター 電話 0748-75-6920 FAX. 0748-75-8902 * 以下のうち、お住まいの自治体へ。 - 湖南市 発達支援室 電話 0748-77-7020 FAX. 0748-77-7019 - 甲賀市 発達支援課 電話 0748-69-2178 FAX. 0748-69-2298
東近江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	* 以下のうち、お住まいの自治体へ。 - 近江八幡市 障がい福祉課 電話 0748-31-3711 FAX. 0748-31-3738 - 東近江市 障害福祉課 電話 0748-24-5640 FAX. 0748-24-5693 - 日野町 福祉保健課 電話 0748-52-6573 FAX. 0748-52-0089 - 竜王町 健康推進課 電話 0748-58-1006 FAX. 0748-58-1007
湖東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	* 彦根市 発達支援センター ステップアップ21 電話 0749-35-0008 FAX. 0749-35-2123 * 以下のうち、お住まいの自治体へ。 - 彦根市 [発達面全般] 発達支援センター 電話 0749-47-3445 FAX. 0749-24-7886 [福祉サービス利用に関すること] 障害福祉課 電話 0749-27-9981 FAX. 0749-26-1767 - 豊郷町 保健福祉課 電話 0749-35-8116 FAX. 0749-35-4588 - 甲良町 保健福祉課 電話 0749-38-5151 FAX. 0749-38-5150 - 愛荘町 健康推進課 子育て世代包括支援センター 電話 0749-42-7661 地域福祉課 電話 0749-42-7691 FAX. 0749-42-5887 - 多賀町 福祉保健課 電話 0749-48-8115 FAX. 0749-48-8143
湖北	長浜市、米原市	* 湖北相談処すだち 電話 0749-53-2227 FAX. 0749-53-0866 * 以下のうち、お住まいの自治体へ。 - 長浜市 児童発達支援センター 電話 0749-65-6904 FAX. 0749-65-6950 しょうがい福祉課 電話 0749-65-6518 FAX. 0749-64-1767 - 米原市 [発達面全般] 発達支援センター 電話 0749-55-8117 FAX. 0749-55-2406 [福祉サービス利用に関すること] 社会福祉課 電話 0749-55-8102 FAX. 0749-55-8130
高島	高島市	* 高島市障がい者相談支援センターコンパス 電話 0740-22-5553 FAX. 0740-22-6161 * 高島市役所健康福祉部障がい福祉課 電話 0740-25-8516 * [18歳まで] 高島市役所健康福祉部健康推進課 母子・発達支援チーム 電話 0740-25-8065



## 2、主な資源の一覧

分野	単位	対象	機関名	機能		対象となる当事者の年齢状況等*				支援実施場所*		
				主な業務・役割など		小学期	中学期	高校期	卒後	来所	訪問(家庭)	訪問(機関)
教育	公立 私立		各校	学業や学校生活全般に関する一次的・基本的な対応						○	○	
	県		滋賀県総合教育センター	学習や行動上の困難がある子どもについて、相談員がアドバイス。(本人、保護者、教職員)						○		
	県 など	対象 地域	特別支援学校等	センター的機能として、小・中学校等の教員への支援や巡回、および、相談・情報提供などがある。						○		○
	県/市		教育委員会等による巡回相談員	学校を巡回しての助言や指導								○
	県		滋賀県心の教育相談センター	不登校に関する相談(本人、保護者、教職員)						○		
	各自治体		教育相談センター・室	学習や行動上の困難がある子どもについて、相談員がアドバイス。(本人、保護者、教職員)						○		○
	各自治体		適応指導教室	不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するための教室。						○		
福祉・労働など	発達障害に特化	各自治体	発達支援センター・支援室など	日常的な生活に困っている。しんどさや違和感がある。「発達障害なのかも・・・」進路・将来に不安。	*専門相談(個別)⇒発達障害に関する相談。 *専門相談(機関等)⇒スーパーバイズ・コンサルテーションや共同での支援など後方支援。研修講師等。 *その他⇒詳細は各事業所等による。	自治体による。				自治体による。		
		各福祉圏域	認証発達障害者ケアマネジメント支援事業委託事業所			圏域による。				圏域による。		
		県	滋賀県発達障害者支援センター							○		○
	各福祉圏域	障害者雇用・生活支援センター働き暮らし応援センター	就職に向けた支援や職場定着に向けた支援を、生活面での支援(助言)と併せて。		診断ありで、障害者枠雇用や福祉的就労も考える人。				○	○	○	
	各自治体	委託相談支援事業所	障害についての全般的な相談。事業所ごとに、地域や主たる対象利用者などに特色あり。		一部は成人のみ				○	○	○	
	各自治体	計画相談支援事業所	障害福祉サービス利用にかかる相談や、利用上必要な利用計画書の作成とその後の継続的な確認など。		事業所による				○	○	○	
	—	事業所による	就労移行や自立訓練事業所	一般就労や日常生活に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着などを旨とする。事業所ごとに特色あり。(原則最長2~3年)						○	一部	
	—	事業所による	就労継続支援A型	いわゆる福祉的就労・作業所。A型の場合は、雇用契約を結び、原則として最低賃金保障がある。事業所ごとに特色あり。(その他にB型もある。)						○		
	県		滋賀県障害者職業センター	就職に向けての相談や職業評価等、また、個別に応じた2~12週間程度のプログラムを実施し、就職後のジョブコーチ等もある。		診断およびハローワークへの登録がある人				○		
	県		滋賀県立高等技術専門校(テクノカレッジ)	就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施している。知的障害のある方を対象とした総合実務科は販売や事務などのサービス業の就職を目指す1年間の訓練コース。						○		
	国	各圏域	ハローワーク(障害者窓口)	主として障害者枠雇用を考える人の就職紹介・斡旋など。						○		
	県	各対象地域	若者サポートステーション	無業者やフリーター(そうなる予定)の人に対する、就職に向けた相談および就職体験の場の設定。		15~44歳で、障害の診断が無い、無業者やフリーターなど				○		
	県/各自治体		子ども家庭相談室など	非行や虐待相談などに関する相談。		18歳未満				○	○	△
	—	事業所による	放課後等デイサービス	障害のある子どもに向けた、放課後や休日における居場所作りや訓練等を実施。						○		
	県・大津市		各圏域保健所	ひきこもりなどを含んで、家庭での生活全般を踏まえた相談ができ、医師との相談等もある。		概ね15歳以上				○	○	△
	各自治体		地域保健機関	各自治体・居住地域ごとの保健機関で、保健師が常駐し、地域生活全般について細やかに相談対応。「地域の保健室」。精神疾患に関する家族の集いなども。						○	○	△
県・各自治体		あすくる・少年センター	非行等の問題を抱える子どもに関して、生活改善・自分探し・就学・就労・家庭などについての支援・相談。		概ね20歳未満				○	○	△	
各自治体		子ども・若者総合相談窓口	ニートやひきこもりや不登校など、子ども・若者を取り巻く様々な悩み・問題に関する、総合的な窓口。		39歳まで				○			
県	15~39歳(県は小学生~39歳)				○							
県		ひきこもり支援センター	ひきこもりに関する相談や家族の学習会、また、当事者会など。		概ね15歳以上				○			
医療	病院・医院ごとに特色あり。(精神障害・思春期の当事者の集まりやデイサービス、および、電話相談などが併設されているところなどもある。)					病院・医院による				○		

大学から地域の支援機関に「つなぐ」ときの、具体的な検討・評価視点と対応可能機関

視点	状況	発達障害専門相談 (発達障害者支援センター /発達支援室、など)		就業・生活 センター	ハロー ワーク	ハロー ワーク 障害窓口	地域若者 サポート アクション	就労移行 支援事業所	一般的 な 医療機関	
		来所相談	訪問相談							
障害・支援 の 度 合	なし	▲	▲	▲	○	○	○			
	グレー、あるいは、発達障害を含む複合的な要因	○	○	▲	○	▲(診断)	▲	▲(診断等)	▲	
	軽い	○	○	○	○	○	▲(-一般就労)	○	○	
診断	重い	○	○	○	▲(-一般就労)	○	▲(-一般就労)	○	○	
	なし	○	○	▲	○	○	○	○	○	
	発達障害の指摘や就学相談等があったが、診断の有無は不明。	○	○	▲	○	○	○	○	○	
手帳 あり・なし	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	
	なし、あるいは、自立支援医療だけ持っている	○	○	○	○	○	○	▲	○	
	なしだが、必要性を感じている。	○	○	○	○	○	○	▲	○	
自己理解 ・ 認識	ありだが、学生本人は知らない	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ありで、障害者就労や各種割引等に活用・活用予定がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	困っていない(大学のみ心配している)	○(大学)	○(大学)							
自己認識 など	困っていない(保護者も心配している)	○(関係者)	○(関係者)							
	困っていてもおかしくないが、その思いが明確になっていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	違和感のようなものがある。	○	○	○	○	▲	○	○	▲	
支援機関 への ニーズ	困っている。卒業への心配を持っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	二次障害	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発達障害という語や特性を、全く知らず興味がない。	▲	▲							
卒業見込・ 学業成績	過去に支援やそれに近いものを受けた記憶はある。(例：検査を受けたことはある)「発達障害」という語は知って少し興味がある。	○	○	▲	○	○	○	○	○	
	様々に困り感はあるが、それが整理されて、自分なりに対処法を持っているわけではない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P D C A の繰り返しの中で、具体的に自己理解・自己対処の力はある。(しかし、継続した支援先の確保が必要・求めている。)	○	○	○	○	○	○	○	○	
卒業見込・ 学業成績	ない									
	違和感・困り感等はあるが、学外につながるニーズは無い。		▲						▲(出張相談)	
	学外も含めて積極的につながりたい。	○	○	○	○	○	○	○	○	
卒業見込・ 学業成績	卒業にたどりつけるとは思えない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	卒業できそうだが、かなり支援が必要。	○	○	▲	○	▲	▲	▲(卒業年度)	○	
	卒業できそうだが、並行して就活できる余裕がない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
卒業見込・ 学業成績	問題なさそうだが、卒業は心配。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(卒業さえできれば、むしろそれなりに社会適応しそう。)	○	○	○	○	○	○	○	○	
	無収入・低収入での訓練等にチャレンジできる。	○	○	○	○	○	○	○	○	
就職の希望 就労意欲	一定以上収入が必要。障害年金受給等はない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	一般就労しか考えていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害者就労や訓練等も視野に入れているが、一旦は一般就労で。	○	○	▲	○	▲	○	○	○	
対応可否に関わ ないが、重要な視点	一般就労か障害者就労等で迷っている。	○	○	▲	○	○	○	○	○	
	障害者就労等を目指している。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	そもそも働きたくない、あるいは、働けると思っていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	
対応可否に関わ ないが、重要な視点	【1】 支援を受けた経験 (なし / 通常級で特別支援の対象 / 過去に相談歴がある / 過去に支援級・支援学校あるいは福祉サービスの利用 / 現に継続的に福祉サービスや相談支援を利用中)									
	【2】 バイト経験あるいはその自信の有無 (経験がなく、自信がない / 経験がないあるいは少し経験がある。やってみて、自信が持てきれない・動き出せない / 経験は一定あるが、続いていかない / 安定して続けているが、バイト先の好要因によるところが大きい / 経験豊富で、一定以上続けている)									

「○」→ 対応可。おすすめ。  
「▲」→ 要相談。自治体等による。

※ 上表については、目安とお考えください。都道府県や福祉圏域・市町村によって、細かくは異なる部分があるためです。

【一般的な学生支援・保健・キャリア支援・修学支援の体系や人員など】	【一般的な学生支援・保健・キャリア支援・修学支援の体系や人員など】
【障害等に関する学生支援の体系】 障害者学生支援に関する規定の有無、障害者学生支援部門の設置の有無、担当教職員の人員配置(人数・専任・兼任)、カウンセラ一等の発達障害・検査・医療連携への対応度合、精神科医の配置の有無 キャリア支援関係者の障害支援に関する知識、外部機関との連携の多さ・経験、他	【障害等に関する学生支援の体系】 障害者学生支援に関する規定の有無、障害者学生支援部門の設置の有無、担当教職員の人員配置(人数・専任・兼任)、カウンセラ一等の発達障害・検査・医療連携への対応度合、精神科医の配置の有無 キャリア支援関係者の障害支援に関する知識、外部機関との連携の多さ・経験、他
【学生支援にかかる学外関係者との窓口、および、その人数・位置付け・経験】	【学生支援にかかる学外関係者との窓口、および、その人数・位置付け・経験】
【その他】 立地、人数規模、学問分野、学風や学生の特徴、主な就職先や就労支援のフロー、その他(ゼミ制度、専門分野にかかる国家試験等の有無、) 他	【その他】 立地、人数規模、学問分野、学風や学生の特徴、主な就職先や就労支援のフロー、その他(ゼミ制度、専門分野にかかる国家試験等の有無、) 他



### 3、大学と地域の支援機関との連携に資する研修等の企画を通しての調査

#### 1) 目的

発達障害のある、もしくは、その傾向のある大学生については、以下のような様々な面での支援が必要となる。これを大学と支援機関が連携して行っていくわけだが、どの部分をどの程度大学・支援機関で担うことができるかの認識が、分野によって異なる。本事業の大学巡回等においてこのような仮説に至る場面が多く、その認識の差に関する調査を「大学と地域の支援機関との連携に資する研修等の企画」の出欠連絡に併せて実施した。

この実施と結果の考察によって、大学・支援機関がそれぞれに担うことができると考えている支援が明らかになる。また、相手側（例：大学であれば支援機関）に期待したい支援内容も明らかにできる。これらによって、連携における支援の役割分担をより明確・効果的にすることを、調査の目的とする。加えて、例えば互いに期待し合っている支援内容があれば、すなわちどの分野からも充分でなく当事者への支援が不足している内容と考えられ、そこからより良い支援体制構築の一助となる、と考えた。

- 勉強面や履修などに関する支援・配慮
- 生活面の支援・配慮（対人関係、気持ちの安定、スケジュール管理、など）
- 学生自身の自己理解や自己対処に関する支援やその促進
- 一般的な就職活動の支援
- 障害に応じた就職活動の支援
- 就職の準備性を高める支援（インターンなどの体験の実施など）
- 自己認識や相談ニーズに低い学生への支援
- 障害に応じた学生理解や支援内容の検討
- 障害に関する専門的なアセスメントや自己理解の深化（心理検査など）

#### 2) 方法

##### ①回答内容

上記の各項目について、5件法で回答していただく。具体的には、[他分野での支援に期待2段階～大学と支援機関の両分野で支援～自分分野で支援可能2段階]の5件になる。

##### ②配布

滋賀県障害福祉課から県内大学や対象支援機関に配布された企画の案内文に、13・14ページの調査用紙を添付した。企画への出欠の報告とともに、回答した調査用紙を返信していただいた。

##### ③結果の処理・分析

大学からの回答と支援機関からの回答を、それぞれ以下の5件に修正をして尺度を統一する。

←	大学で可能 大学に期待		両者で実施		支援機関で可能 支援機関に期待	→
	-2	-1	0	1	2	

その上で、IBM社の統計パッケージソフト「SPSS Statistics バージョン28」で統計的な処理を行い、考察を深めた。

#### 3) 結果

各支援内容における、全体および分野ごとの平均値は、15ページの通りである。

##### ①全体の平均値

[勉強面]や[一般的就活]については、平均がマイナス1以下で3分野ともにマイナスの値である。逆に、[専門アセス]については、唯一3分野ともプラスの値で、平均値も最も高い。



## ②分野ごとの平均値間差

各支援内容の回答について、まず Kolmogorov-Smirnov の正規性の検定を行ったところ、いずれの分野においてもほとんどの内容で  $p < .05$  となり正規分布していないと判断した。したがって、統計的な処理は、全てノンパラメトリックな方法で行う。

次に、各支援内容の平均値について分野間に有意差があるか検討するために、独立サンプルによる Kruskal-Wallis の検定を行った。

その結果、[生活面][自己理解][就職準備性]については、[大学]と[支援機関(福祉・医療)]の間に有意な差があることが分かった。[生活面]については、大学  $-0.80$ 、支援機関(福祉・医療)  $0.05$ 、[自己理解]は、大学  $-0.33$ 、支援機関(福祉・医療)  $0.32$  となっている。つまり、双方が  $\pm 0$  よりも自分野側で支援可能との形で有意に差がある。逆に、[就職準備性]については、大学  $0.33$ 、支援機関(福祉・医療)  $-1.00$  と、双方が相手側に期待した数字で有意差がある。

## 4) 考察

### ①全体の平均値

[勉強面][一般的就活]といった、学生の障害のある無しにかかわらず広く実施される支援等については、大学への期待が大きいし大学側も自身で可能、との意識が大きい。一方で、[専門アセス]については、支援機関への期待が大きいし支援機関も自身の仕事と捉えている、と言える。

この3点については、連携時の役割分担が比較的スムーズで共通認識をもってできやすい、と考える。

### ②分野ごとの平均値間差

[生活面][自己理解]の2点については、大学が考えるよりも福祉等で連携して支援を担える部分が多いのかもしれない。ただし、そもそも、「生活面」という語で想起する具体的な支援内容が、大学と福祉等の支援機関で異なる可能性がある。というものも、本事業の大学巡回で示される大学の「生活面」支援における課題意識は、例えば毎朝の寝坊せずに起床するとかちょっとした人間関係における気持ちの揺れへの対処とか、非常に細やかな生活の場面も含まれることが多い。一方で、福祉等、特に相談を支援の中心とした機関では、実際の生活場面というよりもそれを面談室等で客観的に捉えて会話(面談等)する支援が多い。例えば、朝起きるためのスケジュールを一緒に考えるとかSSTといったものであり、生活面で具体的に起きるべきその時間や気持ちが揺れているその時の直接的な支援ではない。連携の上では、一言で「生活面」と言っても、それが具体的にどのような支援を表すのかの共通認識を持つことが重要なかもしれない。同様に、[自己理解]の支援についても、具体的な日常生活で困り感を具体的に自己認識するレベルと、その上での面談や検査といったレベルの2段階がある。[自己理解]についてもやはり、その語が示す具体的な支援を共通確認することが、大学と福祉等の支援機関が連携する初期に重要であると考えられる。

[就職準備性]については、互いに期待し合っている状況である。つまり、大学と特に福祉等の支援機関との連携において、就職準備性を高める支援が不十分になりやすいのではないかと。(それが、ひいては自己認識や就職活動や職場定着の難しさにつながる可能性もある。) **1**の課題整理にもあがっているが、就職準備性を高める体験の場の確保・促進が発達障害のある学生支援に関して、いま最も大きな課題の一つになるのかもしれない。

### ③その他

上記の考察は、あくまで平均値を用いたものである。これが参考になる貴重な数字ある一方で、それぞれの具体的な事例においては個々の当事者・大学・支援機関による違いが大きく、個別・具体的に対応していく姿勢が重要となる。

## 大学が回答用

学生支援等に関する以下の点について、どの程度大学で担うことができると思いますか、あるいは、福祉・就労等の支援機関に期待されますか。

(各項目で該当する選択肢に「○」をご記入ください。)

	支援機関 ← に期待		両者で 実施 0	大学で 可能 →	
	2	1		1	2
勉強面や履修などに関する支援・配慮					
生活面の支援・配慮 (対人関係、気持ちの安定、スケジュール管理、など)					
学生自身の自己理解や自己対処に関する支援やその促進					
一般的な就職活動の支援					
障害に応じた就職活動の支援					
就職の準備性を高める支援 (インターンなどの体験の実施など)					
自己認識や相談ニーズに低い学生への支援					
障害に応じた学生理解や支援内容の検討					
障害に関する専門的なアセスメントや自己理解の深化 (心理検査など)					

## 支援機関が回答用

大学生支援に関する以下の点について、どの程度支援機関で担うことができると思いますか、あるいは、大学に期待されますか。

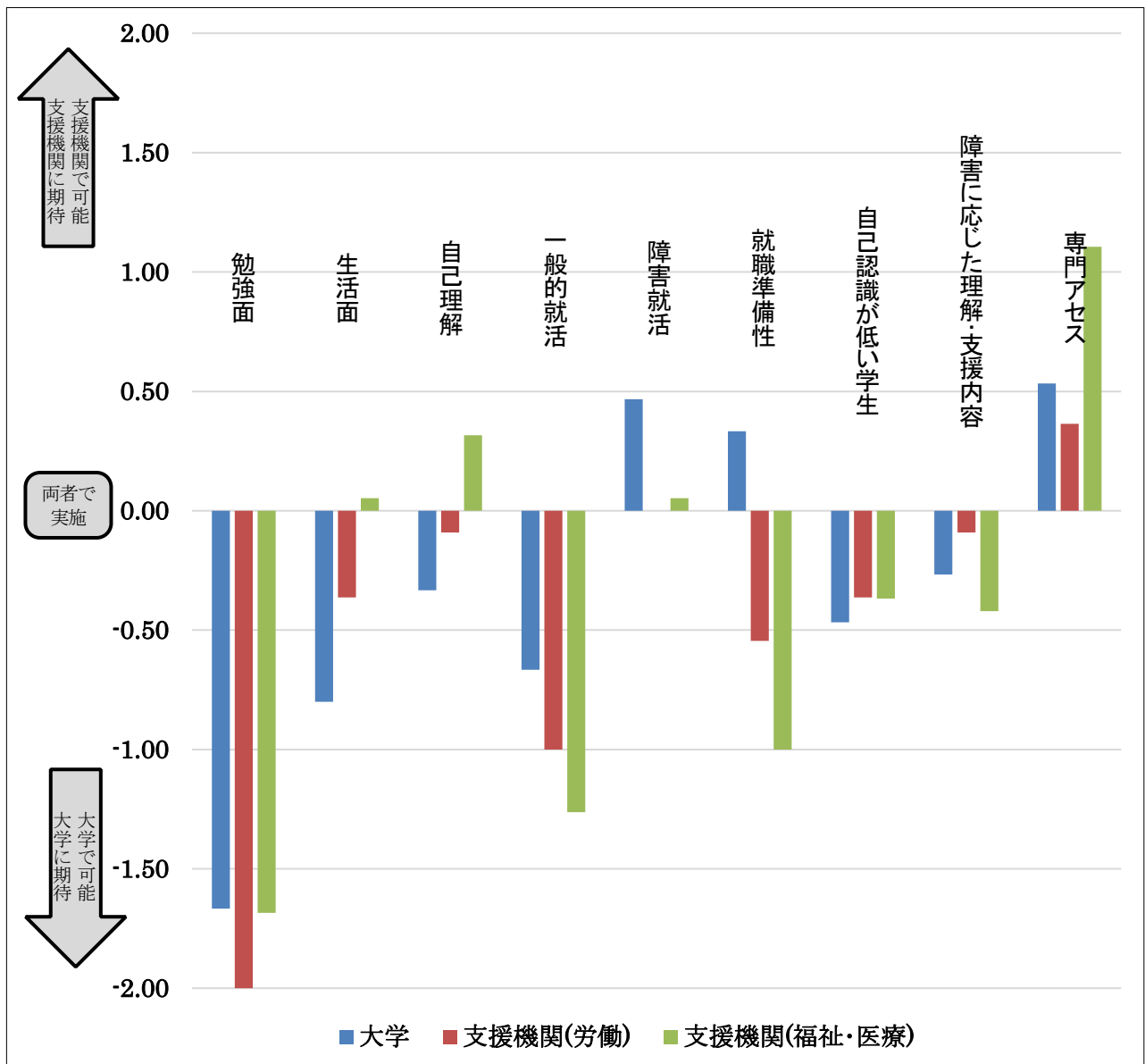
(各項目で該当する選択肢に「○」をご記入ください。)

	大学に ← 期待		両者で 実施 0	支援機関 で可能→	
	2	1		1	2
勉強面や履修などに関する支援・配慮					
生活面の支援・配慮 (対人関係、気持ちの安定、スケジュール管理、など)					
学生自身の自己理解や自己対処に関する支援やその促進					
一般的な就職活動の支援					
障害に応じた就職活動の支援					
就職の準備性を高める支援 (インターンなどの体験の実施など)					
自己認識や相談ニーズに低い学生への支援					
障害に応じた学生理解や支援内容の検討					
障害に関する専門的なアセスメントや自己理解の深化 (心理検査など)					

分野	勉強面	生活面	自己理解	一般的就活	障害就活	就職準備性	自己認識が低い学生	障害に応じた理解・支援内容	専門アセス
大学	-1.67	-0.80	-0.33	-0.67	0.47	0.33	-0.47	-0.27	0.53
支援機関(労働)	-2.00	-0.36*	-0.09*	-1.00	0.00	-0.55*	-0.36	-0.09	0.36
支援機関(福祉・医療)	-1.68	0.05	0.32	-1.26	0.05	-1.00	-0.37	-0.42	1.11
全部	-1.76	-0.33	0.00	-1.00	0.18	-0.44	-0.40	-0.29	0.73

n = 大学 15、支援機関(労働)11、支援機関(福祉・医療)19

「\*」 → p<.05 で統計的に有意差が見られた。



---

## Ⅲ

### 資料 A 本事業全体の結果

---

- 1 これまでの経過
- 2 本年度（令和3年度）の結果
- 3 今後に向けて

大学

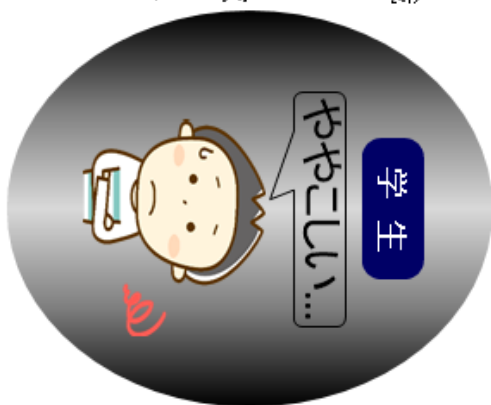


様々な事象や段階

- ▶ 「精神科にかかって診断書もあるのだけれど、修学や就職支援に関して自己理解とアセスメント・エビデンスが弱い。心理検査やケース検討同席で、そこを補助してほしい。」
- ▶ 「学生が、『自閉症スペクトラムのため対人関係に配慮を要する』との診断書を持ってきた。具体的に何の配慮をすればいいのか。」
- ▶ 「学生が障害者就労をしたいと言って窓口に来たが、どう進めてよいか全く分からない。」「障害者差別解消法の改正もあったので、障害学生支援の規程や体制づくりをしたいが、全くやり方が分からず、どう進めたいのやら……。」

※ 地域の支援機関との連携度も様々。(学内体制が整っているか連携は少ない大学もある。)  
 ※ もちろん、専門領域や規模なども様々。

学生



支援機関



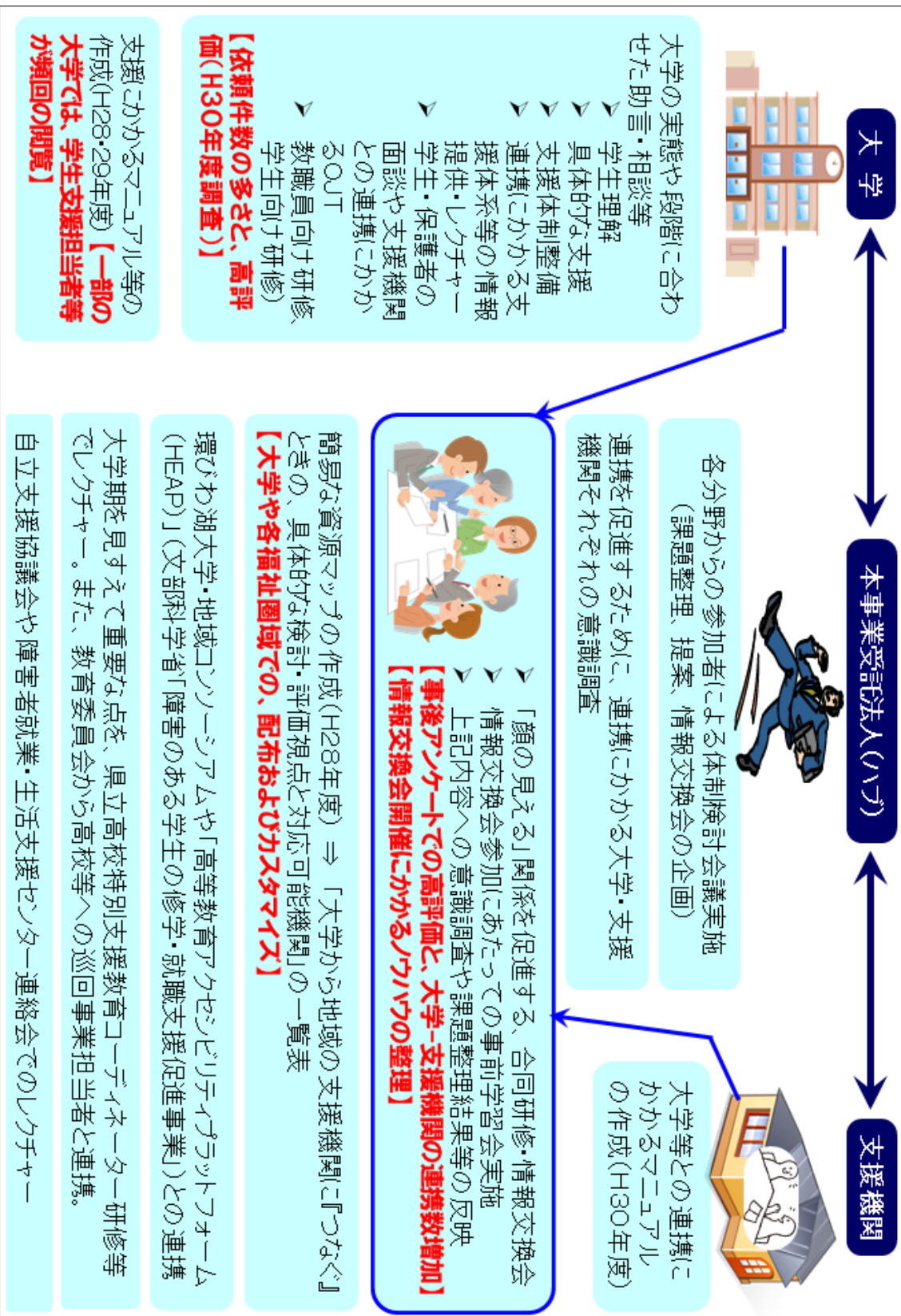
- ▶ 福祉・医療・労働など、複数分野に様々な支援機関がある。
- ▶ 都道府県・福祉圏域・市町村によって、支援体系が異なる。(対象年齢、住民票ベースなのか、居住実態ベースなのか。(他))
- ▶ 大学生の支援経験や大学の把握度合、また、大学との連携も様々に異なる。

事業目的

- 大学における学生支援担当者の支援スキルの向上
- 地域の福祉・労働分野の支援者と連携した就労支援

1、これまでの経過

本事業は、本年度だけでなく前身事業（高校・大学対象）も含めて複数年にわたって、大学（生）と関わってきた。本年度の成果物は既述の通りでありつつ、過年度の蓄積を受けての面もある。本年度でモデル事業として終了するにあたって、過年度も含めた総括を、本ページ・次ページに記載する。



黒字が滋賀県に整備された支援内容や本事業での業務内容、赤字がそこで見られた評価を示している。

## 2、本年度（令和3年度）の結果

### 1) 滋賀県内の大学の進路担当者等への助言・相談対応等

および、滋賀県内の大学における発達障害者理解促進のための講座等の企画・運営

#### ①統計

回数 ○h△△[○時間△△分] (それに加えてメール・FAX○回)

	対象学校への 助言等	自立支援協議会など ネットワークへの参加	研修講師	その他
H31/R元 年度	119回 81h00 (120回)	52回 68h45 (137回)	1回 4h55 (16回)	81回 37h35 (221回)
R2年度	144回 111h15 (108回)	29回 34h20 (182回)	2回 6h45 (44回)	97回 35h35 (322回)
本年度 (R3年度)	103回 76h40 (151回)	96回 65h45 (725回)	9回 33h15 (101回)	80回 44h45 (227回)

※ ごく簡単な日程調整や留守番電話へのメッセージ録音など、および、移動時間は、上表に含んでいない。

※ 研修講師の回数は研修そのものの回数を示すが、時間数・メール等の回数には打合せ等の実績も含む。

※ 「その他」の例：「県内大学担当者と“地域”の関係者が互いを知り合うための企画」に関する照会の訪問や打合せ。事業内容や趣旨に関する問合せ対応。

#### ②全体的な評価など

##### i - 件数

新型コロナウイルスによる影響が大きく年度当初に依頼が非常に少なかった昨年よりも、助言等の回数・時間数が減少した。

一方で、対象6大学のうち一定以上の助言等があったのが昨年度は3大学であったが、本年度は5大学となった。(この背景には、助言依頼は無いものの、事業を通して年1・2回の訪問等を蓄積していたことが大きい。また、障害者差別解消法の改正により、私立大学においても合理的配慮が義務化される予定になったことなども大きい。)

また、研修講師の回数が増えた。大学によっては、年間2回の連続シリーズで100人以上の教職員で参加とか、別事業での実施も合わせて5年連続での当センターによる講師など、回数の積み重ねがある。

以上により、平均して、当センター担当職員の業務時間の限界あるいはそれに近い回数・時間数を対応しており、依頼に対して迅速に対応できないことも多かった。

##### ii - 対応内容等

対象大学への助言等については、前身事業も含めた昨年度まで同様に、大学やその担当者ごとによって様々であった。具体的には、学生理解・支援に関することや、地域の支援機関や連携や制度にかかることなど。形式としては、OJTのような学生支援のバックアップや、教職員会議への参加や電話での質問への対応など間接的なものもあった。これらについて、大学の実態やニーズに合わせて臨機応変に対応した。

なお、研修講師も含めて本事業による助言を継続的に依頼し、かつ、大学自身も組織的で熱心に整備を進めておられる2つの大学については、助言の内容も非常に高度化している。例えば、障がい学生支援室で地域の社会資源とも連携しながら支援をしたが、それでも対応が難しい学生について集中



的に助言を求める大学。また、合理的配慮に関する学生・保護者へのガイダンスや細かな書式についても助言を求められるなど、数年前には無かった依頼もある。

研修講師に関しては、大学からの依頼が増えた上に、滋賀県内外の支援者や近畿地区の就労関係者の連絡会における基調講演など、これまでにない支援機関からの依頼があった。また、上記にはカウントしていないが、当センター受託の別事業においても、高校・大学生支援に関する研修等もスタートしている。研修では、過年度も含めて「成果物」も多く紹介しており、これまでよりもモデル事業としての普及に一定の効果があった、と考える。

## 2) 発達障害者の就労支援等に関する検討会の開催

Ⅱの1および2を参照。

課題整理の改訂や成果物の作成、また、連携に資する研修等の企画など、様々な点について中身の濃い協議となった。

## 3) 滋賀県内の大学の進路担当者等と発達障害者の生活・就労等に関する地域の支援機関との

### 連携に資する研修等の企画・運営

(参照：Ⅳ「資料B 合同研修・情報交換会より」にチラシ・レジメ等を掲載)

#### ①基本的な情報

##### i - 企画名

県内大学担当者と地域の支援者の情報交換・合同研修会

##### ii - 日時

令和4年3月8日(火) 13:30~16:40

##### iii - 場所

コラボしが21 大会議室 (滋賀県大津市打出浜)

→ 新型コロナウイルス第6波の時期であったが、関係各所と協議の上で、最大の趣旨である「顔の見える関係」構築を重視するために、強く感染対策を行い集合型で実施。コロナウイルス対策として、会場変更をしてより広くて窓の多い部屋を確保した。

→ 合同研修については、オンラインセミナー・会議アプリケーションであるZoomを使って、同時配信した。

##### iv - 主催など

- 事業実施主体 滋賀県
- 主催(事業受託者) 当センター
- 協力 京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP) (文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」：大学生支援にかかるネットワーク形成など、すなわち、本事業と類似の主旨の事業)

#### ②内容

##### i - 情報交換会

昨年度同様に連携の実績等に応じて参加者を分けた、グループワークを実施した。

内容としては、過年度の本事業や同様の事業の事後アンケートで希望としてあがっていたものの実施できていなかった、事例検討を中心に行った。

進行は、本事業受託者(当センター)が行い、助言者は合同研修会講師にお願いできた。

##### ii - 合同研修会

「発達障害のある大学生に関する支援のポイント及び事例紹介」と題して、村田淳氏（京都大学准教授／HEAP ディレクター）に講演いただいた。情報交換会の前にこの講演を実施することで、大学と支援機関がともに基本的な支援のポイントを共有・確認した。また、後段の情報交換会への連続性を意識して、事例の紹介もしていただいた。

### iii - 参考：合同学習会（午前 HEAP 主催 当センター協力）

合同研修会・情報交換会のさらに前提となる内容に疑問を持つ参加者がいることが、過年度の情報交換会や大学への巡回助言の中で明らかになっていった。具体的には、支援機関に向けて基本的な大学の支援体系や支援の考え方、および、大学関係者に対して基本的な社会資源を解説する場として、この学習会が設定された。会の主催は HEAP で、当センターが協力した。

なお、この午前の合同学習会と午後の情報交換・合同学習会は別々に申込みを受け付け、片方だけへの参加も可能とした。（午後のみ・午前のみ参加者もいる。）会場は、午前午後とも同じで、午前も Zoom での配信を行った。

## ③結果

### i - 参加者数（[ ] 内は Zoom での参加者）

分野等	大学	支援機関 (労働)	支援機関 (福祉・医療)	その他	合計
<<午後>> 情報交換・合同研修会	8 [1]	10 [0]	16 [3]	8 [0]	42 [4]
<<午前>> 合同学習会	9 [3]	5 [0]	12 [5]	9 [0]	35 [8]

### ii - 事後アンケートより

○ 上段 [問1] 今日の会は、あなたが業務をする上で役立つ・役立ちそうなものでしたか？

○ 下段 [問2] 今日の会の継続的な実施が、「連携」の強化に資すると思われますか？

→ 1 が低評価 ⇔ 5 が高評価 の 5 件法

分野等	大学	支援機関 (労働)	支援機関 (福祉・医療)	その他	合計
<<午後>> 情報交換・合同研修会	4.2 4.2 (n=5)	4.0 4.0 (n=7)	4.6 4.8 (n=16)	回答無し	4.4 4.5 (n=28)
<<午前>> 合同学習会	4.2 4.4 (n=5)	5.0 5.0 (n=2)	4.3 4.4 (n=9)	回答無し	4.4 4.5 (n=16)
合計	4.2 4.3 (n=10)	4.1 4.2 (n=9)	4.5 4.6 (n=25)	回答無し	4.4 4.5 (n=44)

### iii - 総括

参加者数としては、昨年度・一昨年度の 2/3 程度となってしまった。この背景には、新型コロナウイルス第 6 波の影響が大きい。例えば、集合での参加の希望があるものの、感染対策にかかる事業所・大学としての判断により、欠席や Zoom での参加となった参加者が確認できただけで 20 人程度にのぼる。ただ、参加者が少なくなったことで、感染対策がよりしっかりとできた面もある。

内容としては、合同学習会→合同研修会→情報交換会と、「顔の見える関係」促進について基礎的な情報のレクチャーから段階的な設定をすることができた。特に合同学習会については、自分野の情報についてはかなり基本的な内容ではあるが、他分野からすれば整理してまとめて正確に把握しにくい情報が多く、資料を持ち帰って共有する旨を多く聞かれた。これらの内容を検討する上では、「発達障害者の就労支援等に関する検討会」での協議の他に、準備から HEAP と相互に協力し合せて深められた

ことが大きい。連携を促進する本事業そのものも、他分野と連携していく重要性を感じることもあった。

一日を通しての会の評価としては、合計では、問1：4.4と問2：4.5であった。一定高い値で、会の有効性が推察される。(昨年度は、4.5と4.7であった。)

なお、本会の情報を得た高等学校の関係者から、参加の希望が寄せられた。本事業での蓄積を、滋賀県の高等学校特別支援教育コーディネーター研修等でも共有しているが、大学生に関する課題整理の中では高校以前からの取り組みの必要性にも言及されている。つまり、今回のような情報交換・合同研修会のような場について、部分的にでも高校教員の研修や連絡会との連続性を意識することが有効と思われる。

### 3、今後に向けて

本事業は、本年度で終了となる。3年間の事業の中で、情報交換会で知り合ったことをきっかけに具体的な大学からの連携ができた等の声も、何度も耳にする。また、本事業成果物を組織内で共有したり、支援等に困ったときの手引きの一つとして使ったりしてくださっている大学・支援機関もある。不十分な点もあるが、このような成果も一定見られる事業であった。

一方で、課題整理にあるように、これから解決していくべき点もあり、例えば発達障害者支援地域協議会などで継続して取り組みを進めていけると良い。また、「顔の見える関係」構築とか情報交換といった場合は、単発的な実施で劇的に効果をあげることは少ない。例えば、それぞれに自組織内で共有しても、実際に情報交換会に参加して顔を合わせることは及ばない場合も多い。他には、日々の個別事例を通じた連携だけでは、ざっくりばらんな情報交換や課題を広くとらえることは難しい。そういった意味では、本事業で構築された形(昨年度成果物参照)を利用しながら、頻度は高くなくても継続的に「顔の見える関係」構築の場を設定し続ける取り組みも重要である。

なお、これも課題整理等に記載されているが、大学～支援機関の連携についてまだ大学間差・支援機関間差は大きい。大学によっては、本年度の障害者差別解消法改正をきっかけに支援機関との連携等が本格化したところもあり、大学・支援機関双方から助言等の継続を望む声もある。情報交換会等と併せて、具体的な連携を支える部分も、何らかの形で継続があると良い。

---

---

## IV

### 資料 B

## 合同学習・合同研修・情報交換会より

---

---

「県内大学担当者と地域の支援者の合同学習・情報交換・合同研修会」

要項

当日レジメ

当日進行用資料

AM 合同学習会資料（社会資源や制度について）

AM 合同学習会資料（大学における支援体制について）

PM 合同研修会資料

PM 情報交換会の事例検討資料

厚生労働省「発達障害児者地域生活支援モデル事業」

滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」

## **（午後）県内大学担当者と地域の支援者の情報交換・合同研修会 要項**

### **1. 目的**

#### (1) 本事業の目的

発達障害のある大学生が学生生活を安定的に過ごし卒業後の自立した生活に進むためには、在学中から大学と地域が連携して支援に取り組む必要があることから、大学における学生支援担当者が支援スキルの向上を図り、地域の福祉・労働分野の支援者と連携した就労支援が行えるようにする。

#### (2) 本研修会の目的

事業目的にある連携を強化するために、その前提となる情報・知識等の確認および「顔の見える」関係を促進する。

### **2. 日時**

令和4年3月8日（火） 13:30～16:40 （受付 13:00～13:30）

### **3. 会場**

ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階 大会議室 （大津市におの浜 1-1-20）

### **4. 参加対象者**

各大学・短期大学の担当（保健・学生支援・就労支援等の担当の方）

環びわ湖大学・地域コンソーシアム

滋賀労働局職業対策課・各公共職業安定所

滋賀県社会就労事業振興センター

各福祉圏域障害者働き・暮らし応援センター

滋賀県地域若者サポートステーション

各認証発達障害ケアマネジメント支援事業受託事業所

滋賀県自立支援協議会事務局

滋賀県発達障害者支援センター

各市町発達支援室・発達支援センター

滋賀県関係行政課

### **5. 内容**

13:30～13:40 開会の挨拶

13:40～14:30 合同研修会

「発達障害のある大学生に関する支援のポイント及び事例紹介」※質疑応答有り

講師 村田 淳 氏

- 京都大学 学生総合支援センター准教授

障害学生支援ルーム・チーフコーディネーター

14:30～16:30 情報交換会

- ① ガイダンス
- ② グループワーク 1 事例検討（診断・引継ぎのあるケース、診断等が無く自己認識が不十分なケース）
- ③ グループワーク 2 情報交換
- ④ 発表、および、講師（村田 淳 氏）講評
- ⑤ 休憩

16:30～16:40 アンケート記入、名刺交換、閉会の挨拶

## 6. 主催等

事業実施主体	滋賀県
主催（事業受託者）	社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センターかほん （滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」受託）
協力	京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP) （文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」）

## 7. 参加申込

**2月22日（火）まで**に、下記まで、メールまたはFAX（別添様式）にて、御報告をお願いいたします。あるいは、下記バーコードからのご報告も可能です。

社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センターかほん 担当：小崎 [コザキ]、山添 [ヤマゾエ] メール：cajon.kenshu@gmail.com FAX：077-534-4479
--



## 8. 新型コロナウイルス感染症対策について

### 対策

大きい部屋を定員の2分の1以下で使用し、座席間隔を確保

窓やドアの開放による換気の実施

フェイスシールドの配布

手指消毒液の設置

感染拡大状況によってはオンライン形式への変更を検討

お願い（会場にお越しになる時には以下の点に御協力、御留意をお願いします。）

当日会場での検温あるいはその日の体温の申告

マスク着用

開始前などの手洗いの励行

窓等の開放に対応した防寒

発熱等の症状や濃厚接触等の疑いがあるときは、参加をお控えください

## (午前) 滋賀県内大学担当者と地域の支援者の合同学習会 要項

### 1. 目的

発達障害のある大学生が学生生活を安定的に過ごし卒業後の自立した生活に進むためには、在学中から大学と地域が連携して支援に取り組む必要がある。連携を強化するために、「顔の見える」関係の促進が重要だが、その前提となる情報・知識等の確認する。

### 2. 日時

令和4年3月8日(火) 10:45~12:00 (受付 10:30~10:45)

### 3. 会場

ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階 大会議室 (大津市におの浜 1-1-20)

### 4. 参加対象者

各大学・短期大学の担当(保健・学生支援・就労支援等の担当の方)

環びわ湖大学・地域コンソーシアム

滋賀労働局職業対策課・各公共職業安定所

滋賀県社会就労事業振興センター

各福祉圏域障害者働き・暮らし応援センター

滋賀県地域若者サポートステーション

各認証発達障害ケアマネジメント支援事業受託事業所

滋賀県自立支援協議会事務局

滋賀県発達障害者支援センター

各市町発達支援室・発達支援センター

滋賀県関係行政課

### 5. 内容

10:45~10:50 開会の挨拶

10:50~11:30 学習会①「大学生や卒後を見すえた支援に関わる社会資源や制度について」

講師 小崎 大陽 氏

- 社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センター

11:30~11:50 学習会②「大学における支援体制 -基礎編」

講師 村田 淳 氏

- 京都大学 学生総合支援センター准教授

障害学生支援ルーム・チーフコーディネーター

- 高等教育アクセシビリティプラットフォーム HEAP ディレクター

## 6. 主催等

主 催 京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP)  
(文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」)  
協 力 社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センター  
(滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」受託)

## 7. 参加申込

2月22日(火)までに、下記まで、メールまたはFAX(別添様式)にて、御報告をお願いいたします。あるいは、下記バーコードからの御報告も可能です。

社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センターかほん  
担当 : 小崎 [コザキ]、山添 [ヤマゾエ]  
メール : cajon.kenshu@gmail.com  
FAX : 077-534-4479



## 8. 新型コロナウイルス感染症対策について

### 対策

大きい部屋を定員の2分の1以下で使用し、座席間隔を確保

窓やドアの開放による換気の実施

フェイスシールドの配布

手指消毒液の設置

感染拡大状況によってはオンライン形式への変更を検討

お願い(会場にお越しになる時には以下の点に御協力、御留意をお願いします。)

当日会場での検温あるいはその日の体温の申告

マスク着用

開始前などの手洗いの励行

窓等の開放に対応した防寒

発熱等の症状や濃厚接触等の疑いがあるときは、参加をお控えください



**午前**

**京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)  
滋賀県内大学担当者と地域の支援者の合同学習会 次第**

---

日程： 令和4年3月8日(火) 10:45 ~ 12:00

場所： コラボしが21 大会議室 (大津市打出浜2番1号)

**開会 [ 10:45~10:50 ]**

あいさつ (京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP))

**学習会① [ 10:50~11:30 ]**

「大学生や卒後を見すえた支援に関わる社会資源や制度について」

小崎 大陽 (社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センター 専門員)

**学習会② [ 11:30~11:50 ]**

「大学における支援体制 -基礎編」

村田 淳 (京都大学 学生総合支援センター准教授 障害学生支援ルーム・チーフコーディネーター)  
(高等教育アクセシビリティプラットフォーム HEAP ディレクター)

**質疑応答 [ 11:50~12:00 ]**

**午後**

**滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」  
県内大学担当者と地域の支援者の情報交換・合同研修会 次第**

日程： 令和4年3月8日(火) 13:30～16:40

場所： コラボしが21 大会議室 (大津市打出浜2番1号)

**開会 [ 13:30～13:40 ]**

- ① 趣旨・内容説明 (社会福祉法人しが夢翔会)
- ② あいさつ (滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課)

**合同研修会 [ 13:40～14:30 ]**

「発達障害のある大学生に関する支援のポイント及び事例紹介」

村田 淳 (京都大学 学生総合支援センター准教授 障害学生支援ルーム・チーフコーディネーター)  
(高等教育アクセシビリティプラットフォーム HEAP ディレクター)

**情報交換会 [ 14:30～16:30 ]**

<u>ガイダンス</u>	14:30～14:40
<u>休憩・配置転換</u>	14:40～14:55
<u>自己紹介・情報交換</u>	14:55～15:15
<u>事例検討 ①</u>	15:15～15:40
<u>事例検討 ②</u>	15:40～16:05
<u>発表・講評</u>	16:05～16:30
<u>名刺交換・アンケート記入</u>	16:20～16:40

助言 村田 淳 進行 小崎 大陽 (社会福祉法人しが夢翔会 大津市発達障害者支援センター 専門員)

**閉会 [ 16:30～16:40 ]**

名刺交換 アンケート記入 閉会の挨拶

京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP)  
滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」

## 滋賀県内大学担当者と地域の支援者の 合同学習・情報交換・合同研修会

- 午前は自由席、午後は指定です。
- 受付がまだの方は、会場入口付近でお済ませください。

AM

開 会

### 2) 本会の運営者

京都大学「高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP)」

- 位置付け  
文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」

- 目的

また、本事業で取り組むネットワーク形成にあたっては、大学等の教育機関のみならず、企業や行政、支援機関等が地域ごとに、または地域を越えて連携・協働することを目指します。……本事業では大学等以外の機関とも多くの連携・協働体制を構築して、より包括的なネットワークを形成することにより、効果的な支援資源を生み出し、障害のある学生の多様な社会進出を後押ししていきます。

AM

開 会

### 2) 本会の運営者

京都大学「高等教育アクセシビリティプラットフォーム(HEAP)」

- 位置付け  
文部科学省「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」

- 目的

大学等における障害学生支援は、障害のある学生の多様な学びや社会進出にとって不可欠であるにもかかわらず、各大学等によって温度差があります。日本全体の障害学生支援のスタンダードを引き上げ、又発展させるためには、各大学等における改善のみならず、それを支える、そして各大学等における資源やノウハウを結集させるためのネットワーク形成(連携・協働基盤の構築)が不可欠です。HEAPでは、そのようなネットワーク形成のきっかけ作りを様々な場面・地域において実行し、将来的にはそれぞれのネットワークが自立的に継続されていくことを目指します。……

AM

開 会

### 2) 本会の運営者

滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」

- 位置付け  
厚生労働省「発達障害児者地域生活支援モデル事業」

- 目的

発達障害のある大学生が学生生活を安定的に過ごし、卒業後の自立した生活に進むためには、在学中から大学と地域が連携して支援に取り組む必要があることから、**大学**における学生支援担当者が……、**地域の福祉・労働分野の支援者と連携**した就労支援が行えるように……。

**AM** 開 会

## 2) 本会の運営者

滋賀県「大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業」

➤ 内容(一部改)

1. 滋賀県内の大学の進路担当者等への助言・相談対応等
2. 発達障害者の就労支援等に関する検討会の開催
3. 滋賀県内の**大学の進路担当者等と発達障害者の生活・就労等に関する地域の支援機関との連携に資する研修等の企画・運営**
4. 滋賀県内の大学における発達障害者理解促進のための講座等の企画・運営

**PM** 情 報 交 換 会

## 1) ガイダンス

①本会の企画

➤ 本事業内の発達障害等のある大学生支援にかかる連携体制検討会議内で企画

【会議委員】

- 大学関係者2人
- 環びわ湖大学コンソーシアム
- 県発達障害者支援センター
- 県精神医療センター
- 就業・生活支援センター代表
- 滋賀労働局
- (滋賀県障害福祉課、当センター)


➤ 以前から継続的にご要望をいただいた、**事例検討**を実施。


**AM** 開 会

## 2) 本会の運営者

教育  
文科省


京都大学  
高等教育  
アクセシビリティ  
プラットフォーム  
(HEAP)





支援機関  
厚労省

滋賀県  
大学と地域を  
つなぐ  
発達障害キャリア  
支援事業



**PM** 情 報 交 換 会

## 1) ガイダンス

②名札

所属機関

**お名前**

大学関係者

支援機関(労働)

支援機関(福祉等)

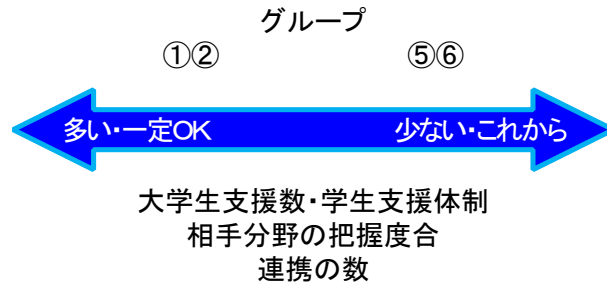
その他の関係者

PM

## 情報交換会

### 1) ガイダンス

#### ③大まかなグループ分け



PM

## 情報交換会

### 3) 事例検討

#### 事例① 診断・引継ぎのあるケース

- 学生生活全般に必要な支援は、どのようなものがあるか。
- アルバイト経験はあるが、母の伝手のある会社で短期間行ったのみで、自らのアルバイト応募は無い。大学のキャリア支援担当は、就活、あるいは、受かってからの継続が難しいとの認識。どのようなキャリア支援を行うか。

PM

## 情報交換会

### 2) 自己紹介・情報交換

- 自己紹介
- 書記・(進行)・(発表)の分担
- 情報交換  
現時点の整備・連携の状況、 課題、 その他

PM

## 情報交換会

### 3) 事例検討

#### 事例② 診断等が無く自己認識が不十分なケース

- どのような関わり・支援が必要か。

3) 事例検討

➤ 発表

➤ 講評 (村田先生)

学 習 会 ①

大学生や卒後を見すえた  
支援に関わる  
社会資源や制度について

社会福祉法人しが夢翔会  
大津市発達障害者支援センターかほん 小崎 大陽

1 はじめに

**1) 大学生や卒後を見すえて必要な支援**

- 特性に合わせて基本的に必要な支援
  - 分かりやすく、主体的に実行できる環境づくり・関わり
  - 刺激や情報の質・量の調整
  - 自己理解と自己対処力の向上

小学 >> 中学 >> 高校 >> 大学 >> 社会人 >>>>

↓

- 「発達障害」の診断が有る無しというより、**自分の特徴を具体的に理解**しておく。
- それに基づき、生活全般やコミュニケーションなどについて、**自分なりに得手を使ってうまくいきやすい方法や合った仕事や職場**を持つておく。
- 不得手なことには、**不得手なりの対処の仕方や、助けを求められる相手**を作っておく。**合わない仕事や場面を知っておいて、選択しないように。**

1 はじめに

**1) 大学生や卒後を見すえて必要な支援**

特性に合わせて基本的に必要な支援

- 分かりやすく、主体的に実行できる環境づくり・関わり
- 刺激や情報の質・量の調整
- 自己理解と自己対処力の向上

小学 >> 中学 >> 高校 >> 大学 >> 社会人 >>>>

- 集団の枠組み・決まり事が減り、対人関係や生活の幅が広がり、より自分で毎日の生活を組み立て選択していく生活に。
- 支援量は少なくなりがちだし、当事者自身も自立的にふるまう傾向が強くなる。

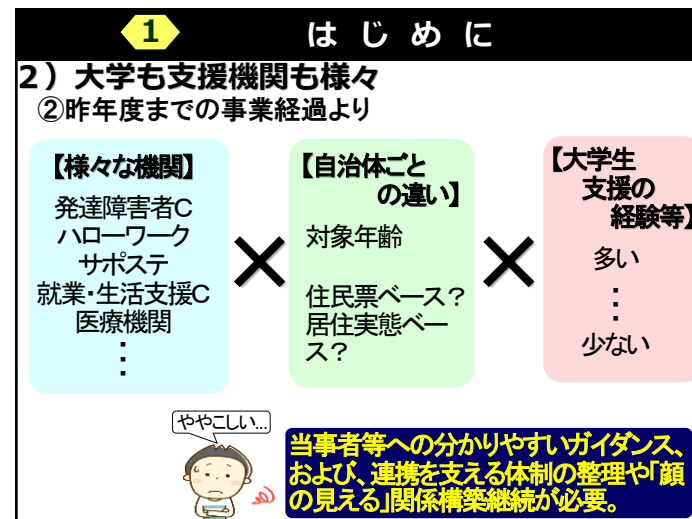
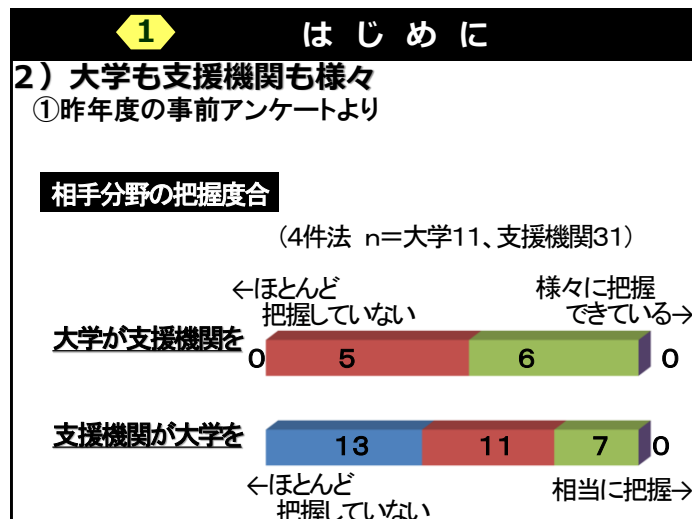
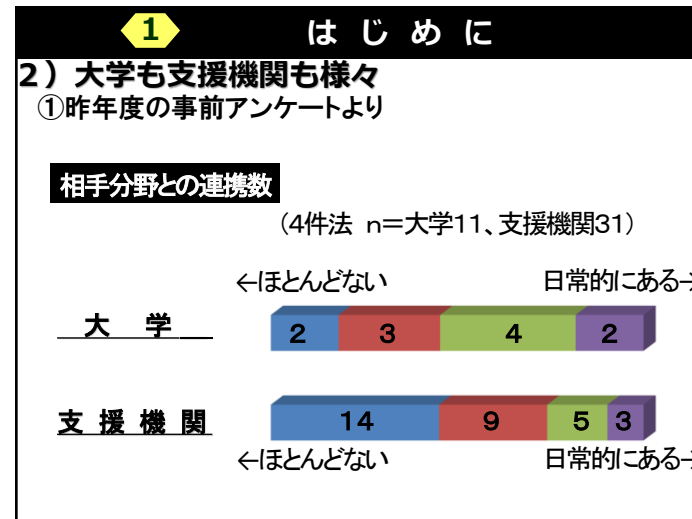
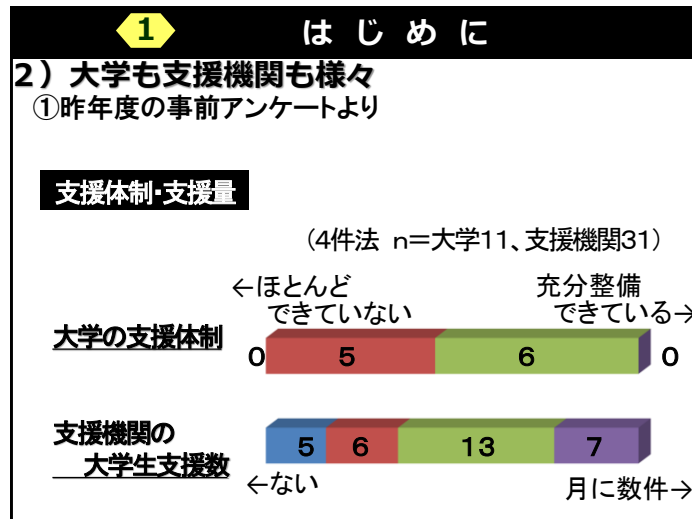
自立的で楽に過ごせるよう...

1 はじめに

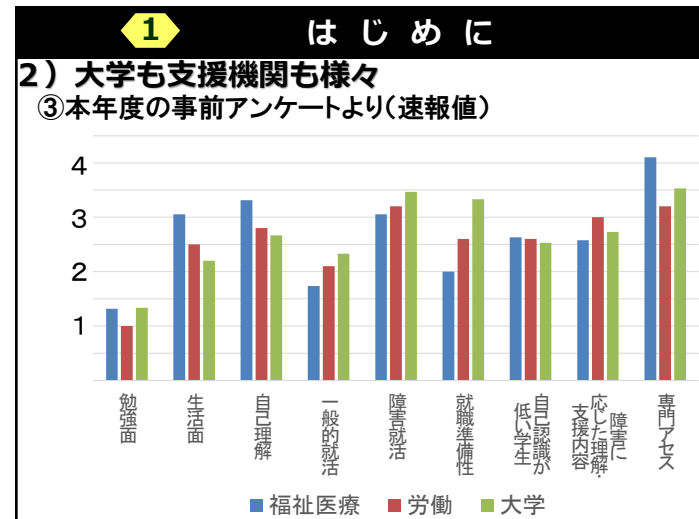
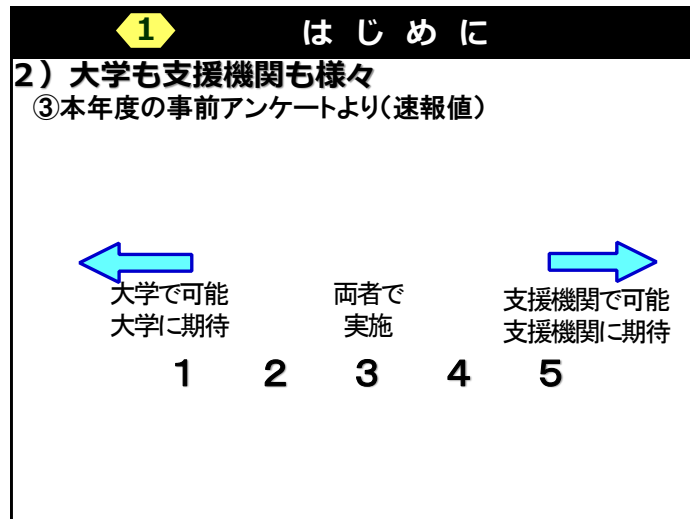
就労準備性ピラミッド  
(山梨障害者職業センターのホームページより)

発達障害の場合、対人技能やルールの理解等に難しさがある場合が多く、より自己理解が重要。

[一部改]







- 1** はじめに
- 2) 大学も支援機関も様々
- ③本年度の事前アンケートより(速報値)
- 勉強面や履修などに関する支援・配慮
  - 生活面の支援・配慮(対人関係、気持ちの安定、スケジュール管理、など)
  - 学生自身の自己理解や自己対処に関する支援やその促進
  - 一般的な就職活動の支援
  - 障害に応じた就職活動の支援
  - 就職の準備性を高める支援(インターンなどの体験の実施など)
  - 自己認識や相談ニーズに低い学生への支援
  - 障害に応じた学生理解や支援内容の検討
  - 障害に関する専門的なアセスメントや自己理解の深化
  - (心理検査など)

**1** はじめに

2) 大学も支援機関も様々

②本年度の事前アンケートより(速報値)

	勉強面	生活面	自己理解	一般的就活	障害就活	就職準備性	自己認識が低い学生	障害に応じた支援内容	専門アセス
福祉・医療	1.32	3.05	3.32	1.74	3.05	2.06	2.63	2.58	4.11
労働	1.00	2.50	2.80	2.10	3.20	2.60	2.60	3.00	3.20
大学	1.33	2.20	2.67	2.33	3.47	3.33	2.53	2.73	3.53

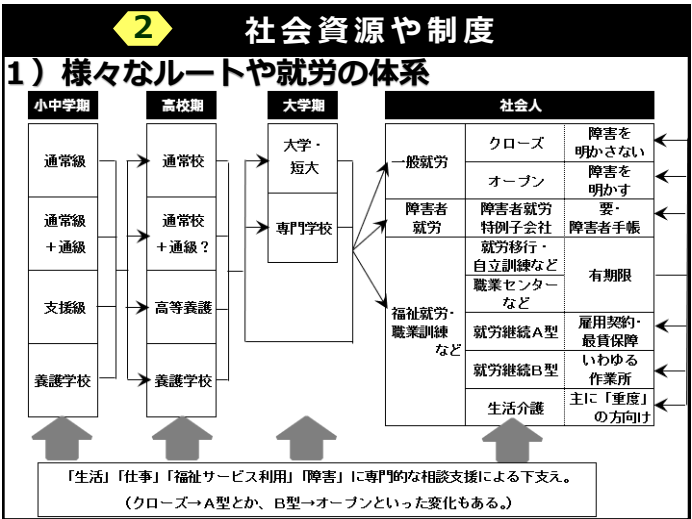
Kruskal-Wallisの検定で、 $p < .05$  になった箇所

**1 はじめに**

**2) 大学も支援機関も様々**

②本年度の事前アンケートより(速報値)

- 大学が考えるよりも、福祉等が生活面・自己理解の支援で担える部分大きい？
  - ⇒ ただ、そもそも、「生活面」という語でイメージする具体的内容が異なるのかも。
  - ⇒ 自己理解についても、困り感の具体化・認識と、その上での面談検査の、二段階がある。
- 就職準備性について、(統計的には)他分野に期待し合っている状況。社会資源的に、この課題が大きい？



**1 はじめに**

**2) 大学も支援機関も様々**

②本年度の事前アンケートより(速報値)

あくまで、平均値による話なので、  
それぞれのケースにおいては、  
個々の大学・支援機関による違いが大きい。

**2 社会資源や制度**

**2) 様々な機関**

滋賀医大「びわこネット」にも掲載

機関	種別	対象	機能	行動自立生活事業の提供状況*				就業支援機能 (就労・訓練)
				小中学	高学	大学	社会人	
教育	滋賀県立大学	学生	滋賀県立大学が主催する一時的・定時的な活動					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
福祉	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					
	滋賀県立大学	学生	障害者支援センター					

## 2 社会資源や制度

### 2) 様々な機関

滋賀医大「びわこネット」にも掲載

1. 「福祉機関」への1次対応窓口

都道府県	機関(代表する機関)	1次対応窓口
大阪	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市社会福祉協議会(福祉課) 大阪市東区東船場1-1-148 電話 072-242-2471 FAX 072-254-4437</li> <li>大阪市社会福祉協議会(福祉課) 大阪市西区南船場2-1-1 電話 072-252-2525 FAX 072-252-2525</li> <li>大阪市社会福祉協議会(福祉課) 大阪市東区東船場1-1-148 電話 072-242-2471 FAX 072-254-4437</li> </ul>
京都府	京都市、宇治市、南丹市、南丹市、南丹市	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市社会福祉協議会(福祉課) 京都市東山区東山町1-1-1 電話 075-851-2111 FAX 075-851-2111</li> <li>宇治市社会福祉協議会(福祉課) 宇治市南宇治1-1-1 電話 075-851-2111 FAX 075-851-2111</li> <li>南丹市社会福祉協議会(福祉課) 南丹市南丹町1-1-1 電話 075-851-2111 FAX 075-851-2111</li> </ul>
奈良県	奈良市、橿原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>奈良県社会福祉協議会(福祉課) 奈良市大宮1-1-1 電話 074-222-2222 FAX 074-222-2222</li> <li>橿原市社会福祉協議会(福祉課) 橿原市南大宮1-1-1 電話 074-222-2222 FAX 074-222-2222</li> </ul>
和歌山県	和歌山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県社会福祉協議会(福祉課) 和歌山市大宮1-1-1 電話 073-222-2222 FAX 073-222-2222</li> </ul>
徳島県	徳島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県社会福祉協議会(福祉課) 徳島市大宮1-1-1 電話 087-222-2222 FAX 087-222-2222</li> </ul>

## 2 社会資源や制度

### 2) 様々な機関

とにかく様々な機関があって、「ここに繋がればOK」という機関はない。状態・状況によって、複数機関と連携すべき場合も多い。

- 行政の枠組み(いわゆる縦割り)の課題
- 細かく見ればニーズや専門性が異なる。
- 1ヶ所だけでなく複数の相談箇所に行ける安心感などの効果。
- 市町村による違いもある。(各市町村の特徴に合わせた体系がある。)

※「では、この市町村に住むこのケースはどこに繋がればいい?」というご質問から、支援機関に聞いてみるのも良い。

## 2 社会資源や制度

### 3) つながるときの注意点

- 本人や保護者の相談ニーズや目的意識を明確にしておく。
- 適切な機関につなぐ。
- 必要な視点・量の情報を提供・共有する。
- 一般に、大学現場のスピード感に合わせるには、**早めに連携の打診**をしてもらえた方がよい。思春期・青年期という自己理解に時間を要するライフステージであることも、その理由になる。
- “文化”“言語”が違うので、うまくつながりにくいこともある。(必要に応じて、“通訳”の活用を。)

## 2 社会資源や制度

### 4) 連携・「つなぐ」を考える視点

都道府県	機関名	相談内容	対応状況	備考
大阪府	大阪府社会福祉協議会	相談内容	対応状況	備考
京都府	京都府社会福祉協議会	相談内容	対応状況	備考
奈良県	奈良県社会福祉協議会	相談内容	対応状況	備考
和歌山県	和歌山県社会福祉協議会	相談内容	対応状況	備考
徳島県	徳島県社会福祉協議会	相談内容	対応状況	備考

## 2

## 社会資源や制度

### 5) その他

#### ① 障害者枠での就労

##### [メリット]

- 理解してもらいやすい。支援してもらいやすい。それによって、**気持ちよく充実した就労になりやすい。**
- 当然、**最賃・雇用契約**もある。

##### [デメリット]

- 働きやすさが上向く可能性はかなり高いが、別に、完全に理解・配慮してもらえて必ずうまく**夢の世界ではない。**
- **昇給・昇進**の点で、一般就労に及ばないことがある。
- 障害者就労が適切な人でも、適切なプロセスでつながらないと、むしろ逆効果。

※ 周りの多くが一般就労で、バイト経験が浅く、かつ、自己理解が充分でない高校・大学生の場合、「一旦一般就労」という場合は多い。

## 2

## 社会資源や制度

### 5) その他

#### ② 離職した卒業生のその後の就職への道・方法

- 支援機関につながって、日常生活や就活や就労定着の支援を受けている人もいる。
- ただし、支援機関側から積極的に“発掘”してもらえるパターンは少ない。
  - ⇒ 自己理解・自己認識が弱くても、「**うまくいかなかったら」「〇〇に言ってきて」**くらいの予告が**できていると良い。**できれば、卒業前に、その支援者と会っておけると、なお良い。
  - ⇒ 大学から先に情報提供だけしておいてうまくいく場合もあるが、「何の連絡・・・??」と伝わりにくいこともある。

## 大学における支援体制 ー基礎編

### 「大学における障害学生への修学支援・キャリア支援の課題」

京都大学 学生総合支援センター・准教授 村田 淳  
障害学生支援ルーム・チーフコーディネーター  
高等教育アクセシビリティプラットフォーム (HEAP) ・ディレクター

#### ○ 障害者差別解消法の改正

##### 障害者差別解消法

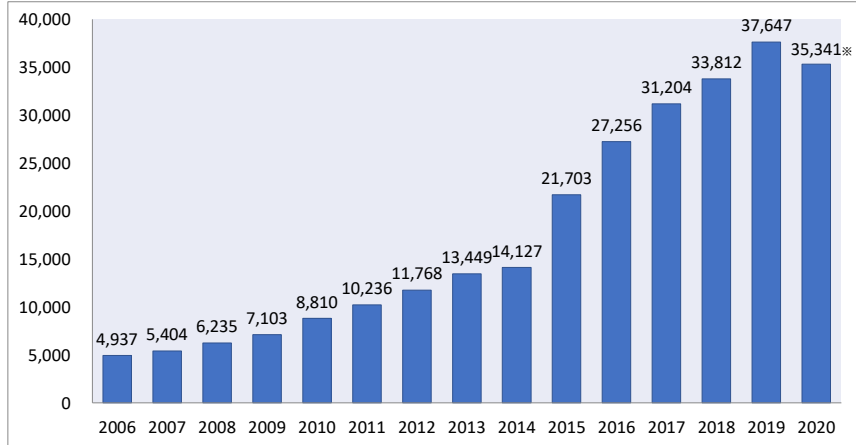
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- 2013年6月に成立、2016年4月に施行。
- この法律により、障害者に対する差別的取扱いが禁止され、国・地方公共団体等（国立大学法人等を含む）においては、合理的配慮の不提供も禁止が法的義務に、民間事業者（私立大学等を含む）においては、努力義務となった。

→ 2021年5月：改正法案の成立 ※民間事業者の合理的配慮が義務化

## ○ 大学における障害のある学生への支援

### ■ 障害のある学生の増加推移

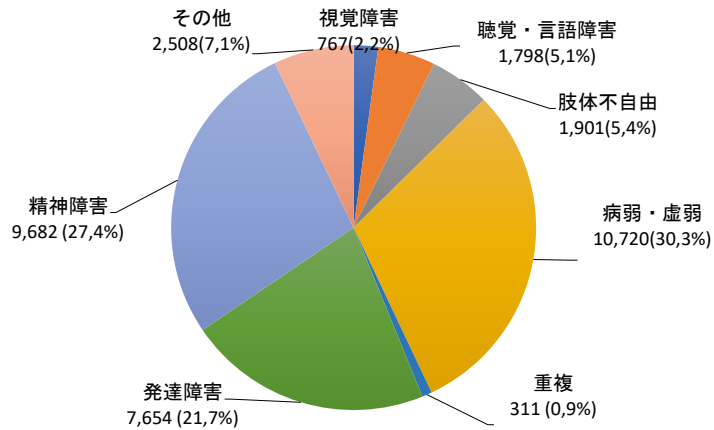


独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2007～2021）」より

3

## ○ 大学における障害のある学生への支援

### ■ 2020年度の障害種内訳／35,341名

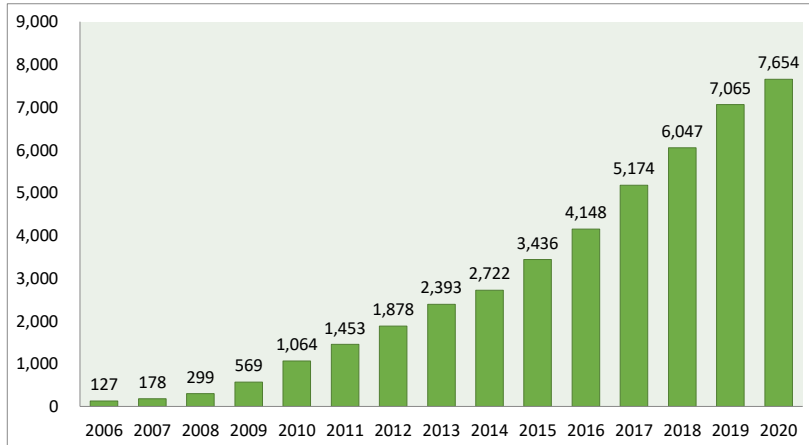


独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2021）」より

4

## ○ 大学における障害のある学生への支援

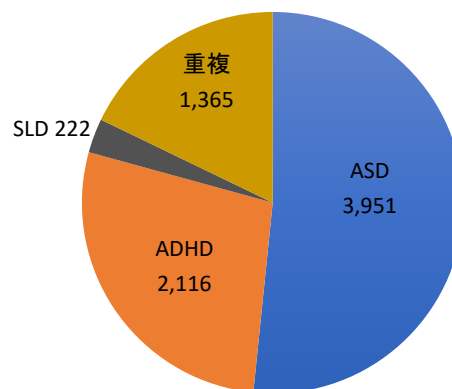
### ■ 発達障害のある学生の増加推移



5

## ○ 大学における障害のある学生への支援

### ■ 2020年度の発達障害のある学生数／7,654名



独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2021）」より

6

## ○ 課題となるカテゴリー間の移行

- 初等中等教育から高等教育
- (高等教育の期間中におこる移行)
- 高等教育から社会へ
  - 環境の変化 (= 求められることの変化)
  - 個人の変化 (= 経験、意向、手立て、目的)

7

## ○ 就職活動における課題

### 《課題》

#### → 就職活動の複雑さ

- ・ 【一般雇用】と【障害者雇用】など諸制度の存在
- ・ 就労支援機関や障害福祉サービスの利用

#### → モデルケースを周辺に見つけづらい

- ・ 就職後のイメージを確立するのが難しい
- ・ 自分に合った就職活動を円滑に行うことが難しい

#### → 支援関係者が多岐にわたる

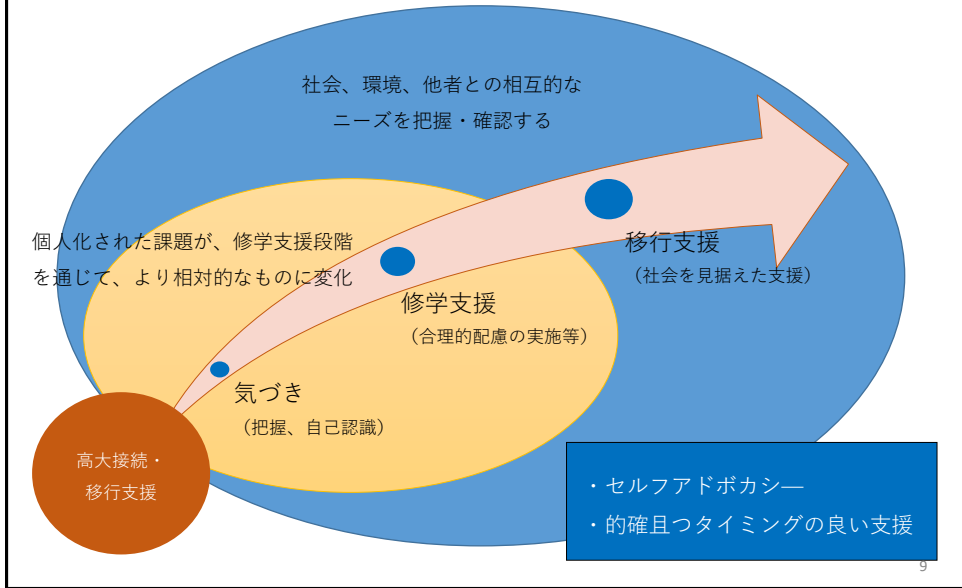
- ・ 学内支援者も多様
- ・ 学外支援機関や企業との連携が必要になる場合もある

障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）より

8



## ○ プロセスとしての移行支援の必要性

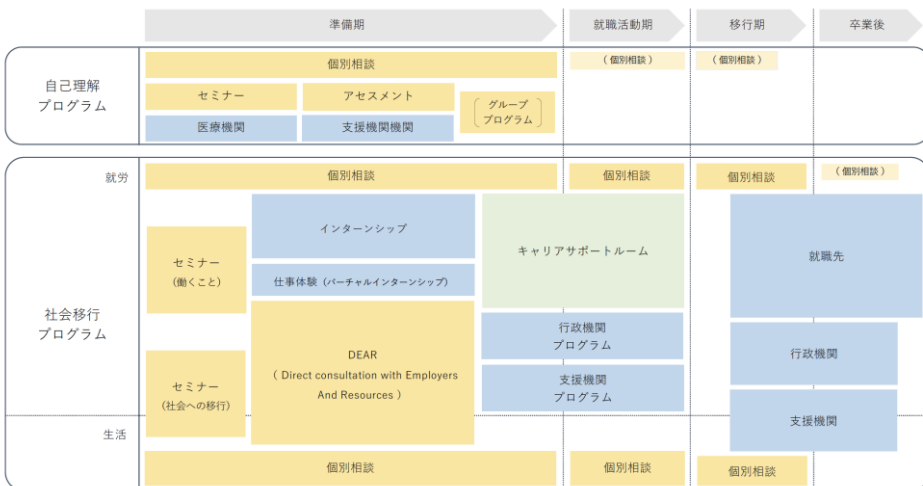


9

## ○ 社会移行支援 (例：京都大学におけるプログラム)

障害のある学生の社会への移行に関するプログラムとリソース

Ver 1\_2021.05.01.



※すべての「個別相談」には、「必要に応じたケースワーク」を含みます。

京都大学 学生総合支援センター 障害学生支援ルーム

10

## ○ 課題と展望

- 学外から実態が見えにくい高等教育
- 高等教育側から資源が見えにくい（組織として、地域社会としての過渡期故の課題）
- 共通認識の希薄さ
- ロールモデルの重要性
- 必要となるサポート（支援）とリソース（資源）

## 発達障害のある大学生に関する支援のポイント及び事例紹介

京都大学 学生総合支援センター・准教授 村田 淳

障害学生支援ルーム・チーフコーディネーター

高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）・ディレクター

## 概要

1. “障害”の現在
2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法
3. 発達障害のある学生への支援

## 1. “障害”の現在 —「障害」とは何か



“障害”とは何か。

3

## 1. “障害”の現在 —「障害」とは何か

< 障害者基本法における障害の定義 >

- (障害者)

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (社会的障壁)

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4

## 1. “障害”の現在 —障害者権利条約（国連）を批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）  
／Convention on the Rights of Persons with Disabilities

- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
- 2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効。  
日本は2007年に署名し、**2014年に批准**。

5

## 1. “障害”の現在 —障害者権利条約（国連）を批准

→「**合理的配慮**の提供」を確保することが明記。

- 障害者権利条約では、「**平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる**」（第5条第3項）と定めている。
- 教育分野については、「**障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する**」（第24条 教育）と定めている。

6

## 1. “障害”の現在 —合理的配慮とは何か

### 「合理的配慮 (reasonable accommodation)」

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(障害者権利条約 第二条 定義)

7

## 1. “障害”の現在 —障害者権利条約（国連）を批准

(批准に向けた法施策の動向)

2011年 8月：障害者基本法の改正  
…「社会的障壁」「合理的配慮」の明記等。

2012年 6月：障害者総合支援法の成立  
…サービス法の変化。

2013年 6月：障害者差別解消法の成立  
…日本で初めてとなる障害者差別に関する法律。  
…**教育機関における合理的配慮の提供が義務化。**

※その他、障害者雇用促進法の改正等。

8

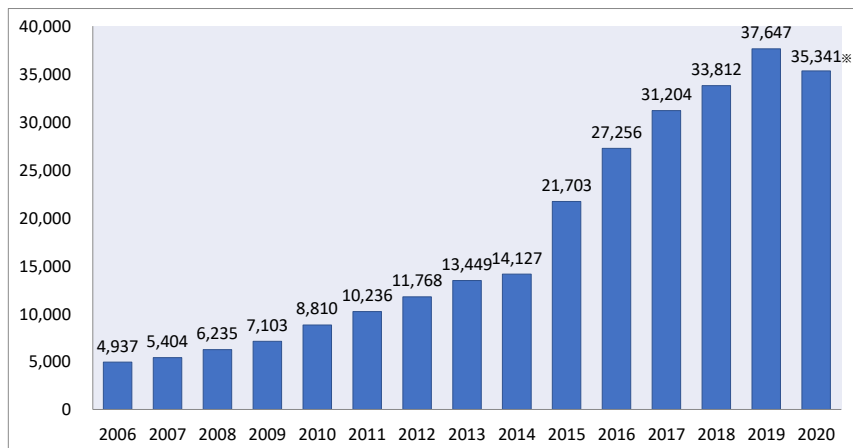
## 概要

1. “障害”の現在
2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法
3. 発達障害のある学生への支援

9

## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —障害のある学生の増加

### ■ 障害のある学生の増加推移



独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 (2007～2021)」より

10

## 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ → 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布
  - 9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
  - 10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
  - 11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行 (※施行後3年を目途に見直しの検討開始)
- 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の取りまとめ → 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定
- 令和 3年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

※文部科学省資料

11

## 障害者基本計画(第4次(H30~R4)) ①

平成30年 3月 閣議決定

### III 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

#### (3) 高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、**授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化**を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における**相談窓口の統一**や**支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置**など、**支援体制の整備**や、**大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進**する。
- 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する**学内規程**や、**支援事例**を**大学ホームページで公表**することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例の**ガイダンス**における**学生への周知**を促進する。
- 障害のある大学生の**就職**を支援するため、**学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携**を図り、**学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくり**を促進する。
- 障害のある学生の支援について**理解促進・普及啓発**を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた**情報提供、教職員に対する研修等の充実**を図る。
- **大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮**については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、**より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、二層の周知**を図る。
- 障害のある学生の**能力・適性、学習の成果等**を適切に評価するため、**大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進**する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する**大学等の情報公開を促進**する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」(抜粋)(平成28年6月、国連に提出)

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➢ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

※文部科学省資料

12



## 障害者基本計画(第4次(H30~R4)) ②

### 障害者基本計画 関連成果目標

#### 9. 教育の振興(高等教育部分の抜粋)

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	85.3%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	68.0%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	59.5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	95.2%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	46.8%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	50.8%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	21.1%	100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	20.1%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	84.2%	おおむね100%

※文部科学省資料

13

## 障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)

- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第一次まとめの進捗状況	各大学等が取り組むべき主要課題とその内容
全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。	(1) 教育環境の調整 変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。 (2) 初等中等教育段階から大学等への移行(進学) 高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化。大学等からの情報発信強化が重要。 (3) 大学等から就労への移行(就職) 障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。 (4) 大学間連携を含む関係機関との連携 地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。 (5) 障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置 組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。 (6) 研修・理解促進 教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。 (7) 情報公開 支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。
検討の対象範囲	
●第一次まとめの検討範囲を踏襲。 ●加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。(参考となる配慮事例を提示。)	【今後の議論が望まれる課題】 障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援
差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方	
(1) 基本的な考え方 ●「不当な差別的取扱い」: 正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。 ●「合理的配慮」: 第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。 具体的な内容 (2) 大学等における実施体制 各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。①事前的改善措置(中・長期的な取組)、②学内規程(対応要領や障害学生支援に関するルールの作成・公表)、③組織(主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」) (3) 合理的配慮の決定手順 ①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重)、③内容決定の際の留意事項(教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない)、④決定内容のモニタリング (4) 紛争解決のための第三者組織 中立的立場で調整できる組織。調停が不調の場合の学外相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。	
社会で活躍する障害学生支援センター(仮称)の形成	
障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。 → 幹事校と連携校、連携機関(福祉・労働行政、企業等)からなるセンターの形成。	

## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —障害のある学生の修学支援に関する検討会（文部科学省）

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。

文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめより

- ① 事前的改善措置
- ② 学内規程
- ③ 組織 → ●委員会、●支援専門部署、●紛争解決のための第三者組織

不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行わなければならないことと位置づけられていることを強く認識することが必要である。（中略）このため、関連の取組を進めるに当たって、学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。（第二次まとめ5-（1））

15

## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —事前的改善措置

高等教育機関における合理的配慮の前に…  
「事前的改善措置」

### 機会の確保

障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。

### 決定過程

権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。

### 支援体制

大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。

### 情報公開

障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受け入れ姿勢・方針を示すことが重要。

### 教育方法等

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。

### 施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など。

個のニーズに応じて調整・提供される「合理的配慮」  
ニーズの全体像を考慮し全学的に事前に取り組む「事前的改善措置」

体制整備、対応要領、施設整備、ソフト整備等

16

## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —合理的配慮（教育的配慮との関係）

### 【教育活動の一環としての学生支援】

- 思いやり、慮り、支え合い、手伝い、支援、サポート、配慮
- 教育的配慮 = 教員の個々の教育的理念や工夫による  
→ 提供側のさじ加減で「思いやり」の発露としてなされる

→ 合理的配慮はさまざまな支援の一部

### 【教育機関の責任としての合理的配慮】

教育機関として明確なルールを設けて  
情報公開をしたうえで  
障害のある学生の意思の表明を受け  
双方の建設的な対話を実施する。

妥当性を判断し、互いに納得した上で  
合理的配慮として提供する。

法的枠組みのもとで、  
本人の意向が尊重された対話を通じて  
機会平等達成のために提供される。

基本的に、本人や大学関係者の  
同意なく提供されることない。

17

## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —合理的配慮（構成要素）

- ・ 個々のニーズ
- ・ 社会的障壁の除去
- ・ 非過重負担
- ・ 本来業務付随
- ・ 機会平等
- ・ 本質変更不可
- ・ 意向尊重

### 【ポイント】

一般的な教育的  
支援との違いは  
何か。

川島聡 他 (2016) 『「合理的配慮」対話を開く 対話が拓く』, 有斐閣

18

## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —合理的配慮（決定手順）

### ○合理的配慮の内容の決定の手順

- 合理的配慮の内容の決定についての主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

- ①障害学生からの申出
- ②障害学生と大学等による建設的対話
- ③内容決定の際の留意事項
- ④決定された内容のモニタリング

意思表示



建設的対話



合意形成

19

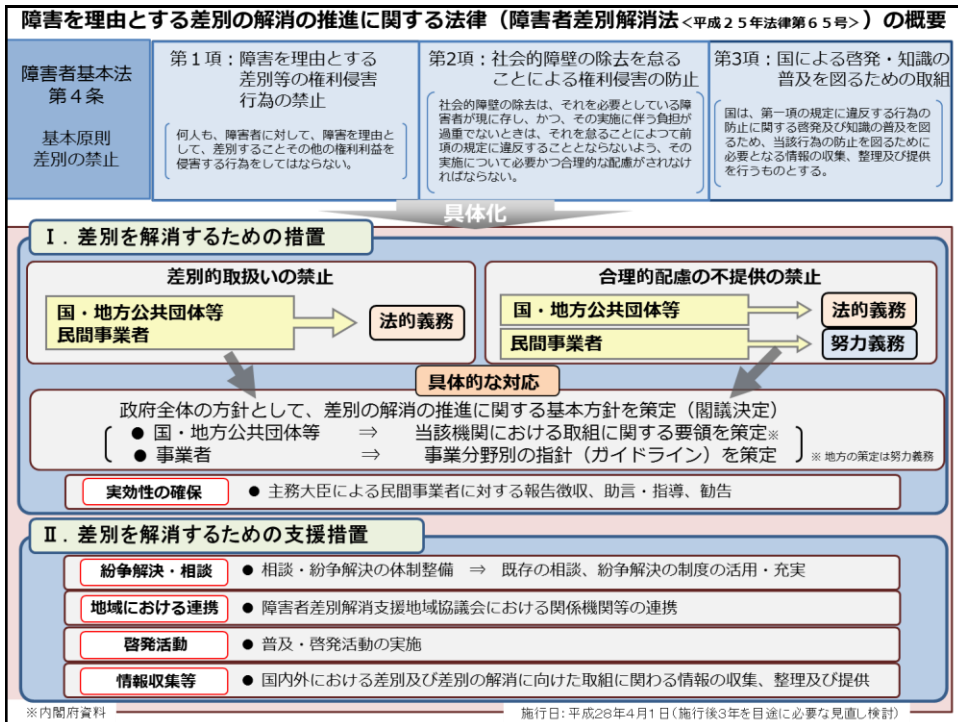
## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —障害者差別解消法の成立

### 障害者差別解消法

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

- 2013年6月に成立、2016年4月に施行。
- この法律により、障害者に対する差別的取扱いが禁止され、国・地方公共団体等（国立大学法人等を含む）においては、合理的配慮の不提供も禁止が法的義務に、民間事業者（私立大学等を含む）においては、努力義務となった。 **【→2021年5月：改正法案の成立】**

20



## 2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —高等教育機関としての役割

（社会的な動向をうけて）

- 高等教育機関においても、「特別」から「当たり前」へ。
- 「しなければならない」という**義務**へシフト。
- 高等教育機関がユニバーサルな環境であることは、グローバルスタンダードに。



**【高等教育機関全体として必要な取り組み】**

- 支援体制の整備、安定的な支援の運営
- 障害者差別解消法への対応
- バリアフリー化、理解啓発の促進 etc

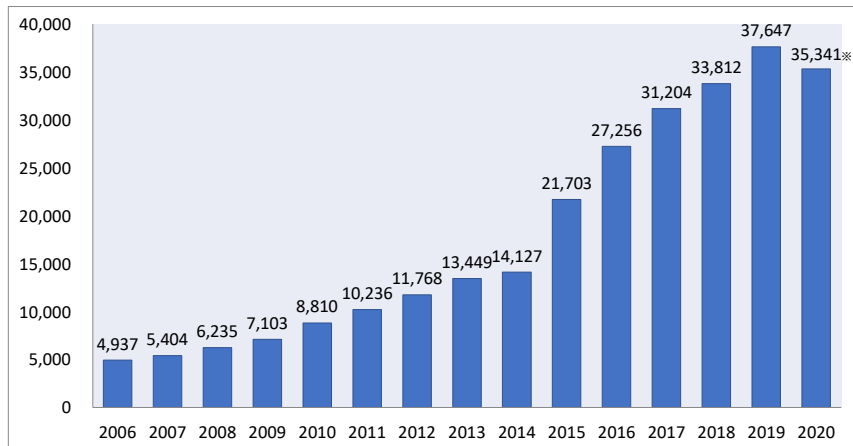
## 概要

1. “障害”の現在
2. 大学における障害学生支援と障害者差別解消法
3. 発達障害のある学生への支援

23

### 3. 発達障害のある学生への支援 —障害のある学生の増加

#### ■ 障害のある学生の増加推移

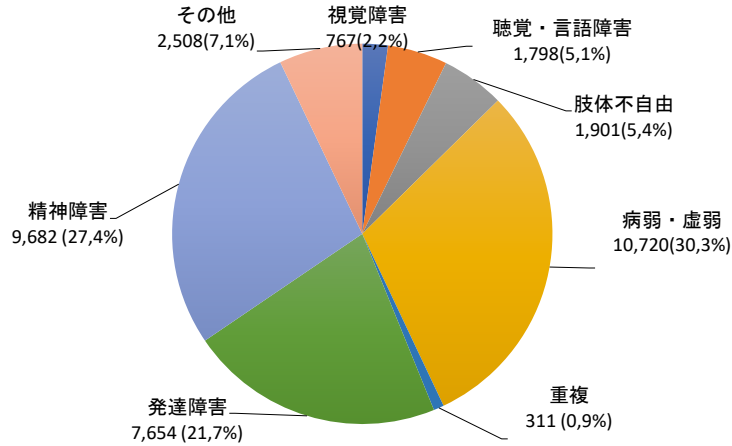


独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 (2007～2021)」より

24

### 3. 発達障害のある学生への支援 — 障害のある学生の増加

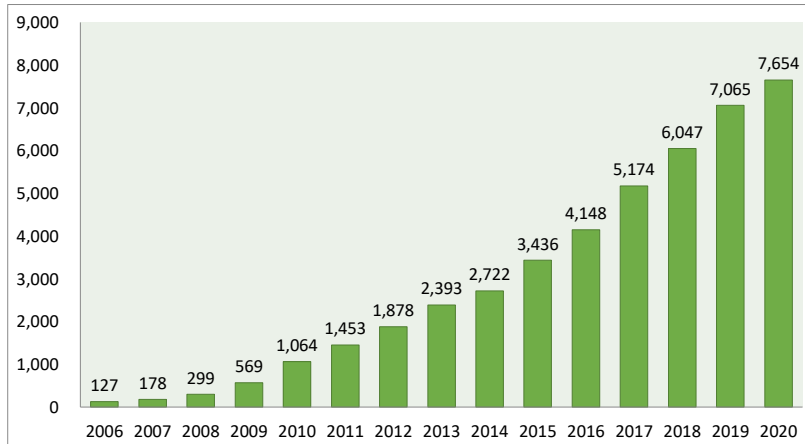
■ 2020年度の障害種内訳／35,341名



独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2021）」より

### 3. 発達障害のある学生への支援 — 障害のある学生の増加（発達障害）

■ 発達障害のある学生の増加推移



独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2007～2021）」より

### 3. 発達障害のある学生への支援 —発達障害のある学生の増加（考えられる背景）

- 社会的な認識の向上  
2004年12月に制定（2005年4月に施行）された発達障害者支援法などにより、社会的な認識が向上した。メディアなどで取り上げられることも増加。
- 診断できる医療機関の増加  
以前は適切な診断が見つからないケース（発達障害とは別の疾病等と診断されるなど）や、発達障害の診断そのものがない医療機関は少なくなかった。
- 特別支援教育の変化  
初等中等教育段階における特別支援教育の変化、とりわけ、2007年4月から正式に実施されている一部改正を機に、発達障害分野についても様々取り組みが促進されてきた。

27

### 3. 発達障害のある学生への支援 —発達障害のある学生の増加（考えられる背景）

（さらに・・・）

社会（産業界）から要請される人材を育成するという目的に対応した高等教育機関の変化。

- ・教育システム
- ・授業のバリエーション
- ・求められる人材像 等



変化

複雑化



コミュニケーション能力  
対人関係能力  
社会人としての総合力

発達障害学生が苦手とするような状況が増加。

「顕在化」

28



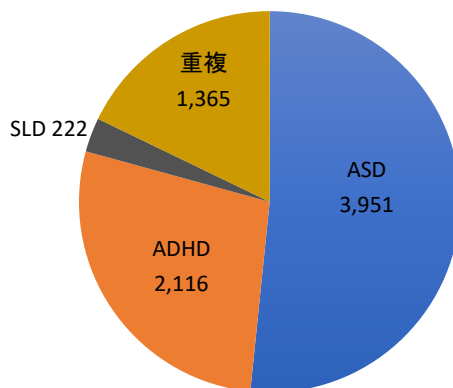
### 3. 発達障害のある学生への支援 —基本的特性の理解

- 自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害 (ASD)  
(旧高機能自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害)
  - 注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害 (ADHD)  
(旧注意欠陥多動性障害)
  - 限局性学習症／限局性学習障害 (SLD)  
(旧学習障害)
- 障害特性が重複している場合有り
- 感覚過敏・鈍磨、協調運動の課題などにも留意

29

### 3. 発達障害のある学生への支援 —基本的特性の理解

#### ■ 2020年度の発達障害のある学生数／7,654名



独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)  
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 (2021)」より

30

## GIGAスクール構想の加速による学びの保障

(参考)

### 目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現

令和2年度  
補正予算額  
2,292億円

#### 児童生徒の端末整備支援

##### > 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援  
令和元年度補正措置済（小5,6,中1）に加え、残りの中2,3,小1～4すべてを措置

対象 国立・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等  
補助率 国立・公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

##### > 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象 国立・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等  
補助率 国立・公立：定額、私立：1/2

##### 学校ネットワーク環境の全校整備 71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援

対象 公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等  
補助率 公立：1/2

##### GIGAスクールサポーターの配置 105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

対象 国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等  
補助率 国立：定額、公立・私立：1/2

#### 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

##### > 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行うLTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援

対象 国立・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等  
補助率 国立・公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

##### > 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやり取りを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象 国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等  
補助率 国立：定額（上限3.5万円）、公立・私立：1/2（上限3.5万円）

##### > 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

#### 施策の想定スキーム



※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

※文部科学省資料

31

## 3. 発達障害のある学生への支援 —基本的特性の理解

### 発達障害のある人の困難さ

発達障害は脳機能障害で、見た目ではわかりにくい障害といわれます。行動面や言動で特性が表れることもありますが、大学に進学している人では目立ちにくいことも少なくありません。さらに、環境要因によっても、困難さの表れ方が異なるため、個別性がとても高いことが特徴です。

また、発達障害に起因するトラブルが起こっていたとしても、本人や周囲が個人的な努力不足などと受け止めてしまうケースもあるため、「困っている人」として認識されないことがあります。さらに、環境との相互関係により問題が生じていることが多いため、個人の困難さをどのように解消・軽減するか判断が難しい場面があります。

京都大学 障害学生支援ルーム「障害学生支援ガイドブック」一部抜粋 <https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support/tipsguide.html>

32

### 3. 発達障害のある学生への支援 —発達障害のある学生を把握するパターン

(1) 入学前に既に診断され、障害が認知されている場合。

(2) 自他ともに発達障害とは認識せずに進学し、  
以下のような経緯から発達障害と推定される場合。

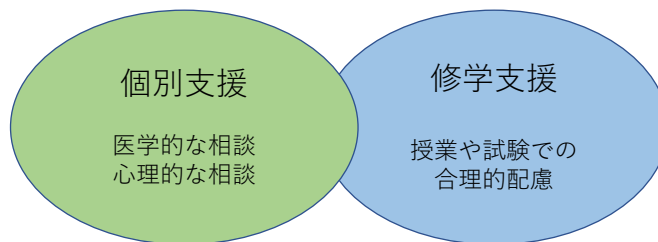
- ①様々なトラブル、あるいは学業不振、実験や実習、  
就職活動での困難。
- ②二次的、あるいは合併した精神・身体症状。
- ③不登校や休学。
- ④本人がインターネットや書物を見て相談。
- ⑤1対1の対応における特徴の現れ。

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)  
「教職員のための障害学生修学支援ガイド」より

33

### 3. 発達障害のある学生への支援 —個別支援と修学支援

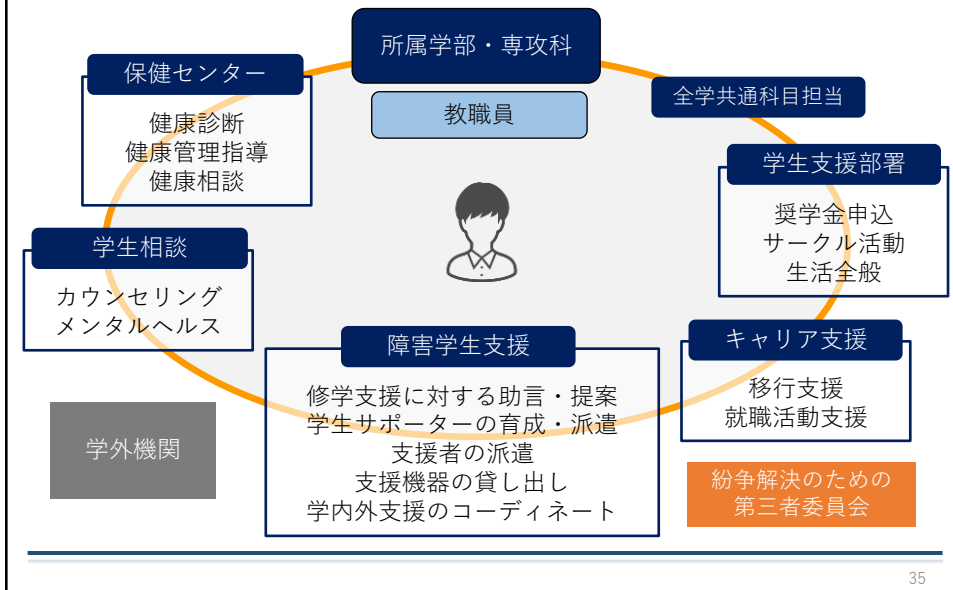
基本的には、学生本人からの申し出によって、支援がスタートします。大学において（多くの場合）、「個別支援」は自主的な働きかけがあること、「修学支援」は本人による特性の認知、必要な範囲での情報開示が求められる。



→個別支援と修学支援は明確に分けられるものではないが、  
支援者としては意識しておく必要がある。

34

### 3. 発達障害のある学生への支援 —学生をとりまく支援体制（機能分岐と連携）



35

### 3. 発達障害のある学生への支援 —修学支援が必要となる場面

- 履修登録
  - ・ 時間割作成の困難。ex.) 煩雑且つ初めてのシステム、自由度の高さ、選択肢の多さ、ペース配分の難しさ
  - ・ インフォーマルな情報からの孤立。
  - ・ (入学時は特に) 他の作業との同時並行。
- 授業における支援
  - ・ 視覚、あるいは音声によって情報をとることの困難。
  - ・ ゼミ（演習）形式における困難。ex.) ディスカッション
  - ・ 実験における困難。ex.) 手順、グループワーク
  - ・ 学外実習における困難。
- 試験、評価の配慮
  - ・ 試験、評価方法の検討。
  - ※ 合理性（合理的配慮の実施）と公平性の課題。

36

### 3. 発達障害のある学生への支援 —授業場面における支援例：ASD

- 授業担当教員への配慮依頼（基本的特性の理解など）
- ICレコーダーによる録音、板書の写真撮影の許可
- 授業内での指示（試験等の重要な情報）を板書や書面でも伝える
- 座席の確保、授業中の入退室などへの対応
- グループワーク等が必要になる場合の調整
- 実験や実習において、事前の教室確認や手順の確認
- ノイズキャンセリングヘッドフォンなどの支援機器の使用許可
- ノート作成（板書を写す）や実験等の作業における人的補助
- 評価方法の変更 ※授業の本質を変えない範囲 など

小谷裕美・村田淳 編（2018）『発達障害者のキャリア教育と就活サポート』，黎明書房

37

### 3. 発達障害のある学生への支援 —授業場面における支援例：ADHD

- 授業担当教員への配慮依頼（基本的特性の理解など）
- 授業内での指示（試験等の重要な情報）を書面でも伝える
- レポート等、提出物の提出期限のリマインド
- ICレコーダーによる録音、板書の写真撮影の許可
- スマートペン等の支援機器の使用許可
- 座席位置の配慮、簡易的なパーティションの使用 など

小谷裕美・村田淳 編（2018）『発達障害者のキャリア教育と就活サポート』，黎明書房

38

### 3. 発達障害のある学生への支援 —授業場面における支援例：SLD

- 授業担当教員への配慮依頼（基本的特性の理解など）
- 書籍、教材等の電子データ化（テキストデータの配布）
- 読み上げソフト、音声入力ソフト等の使用許可
- 筆記の代替措置としてパソコンの使用を許可
- ICレコーダーによる録音、板書の写真撮影の許可
- スマートペン等の支援機器の使用許可
- 試験時間の延長 など

小谷裕美・村田淳 編（2018）『発達障害者のキャリア教育と就活サポート』，黎明書房

39

### 3. 発達障害のある学生への支援 —事例紹介

スライドをご覧ください。

40

### 3. 発達障害のある学生への支援 —事例紹介

○事例紹介：修学支援の例

### 3. 発達障害のある学生への支援 —事例紹介

○事例紹介：移行支援の例（企業・支援機関との連携）

### 3. 発達障害のある学生への支援 —オンライン授業における課題

例) 思考・行動特性に偏りがある場合

- 限定的な情報から意図されることを理解する（想像力、社会性の課題等）ことに困難がある。
- 障害特性上の不注意や情報整理の苦手さによるタスク管理などに困難がある。
- 孤立した学習環境により、課題に取り組む際などにインフォーマルな情報や質問の機会を得にくいいため、課題に手が付かない、どこまでやれば良いかわからないといった混乱が生じる。

43

### 3. 発達障害のある学生への支援 —社会を見据えた支援のあり方

障害学生支援は、ある一定の基準やノウハウに基づいた支援を実施することに加えて、学生本人が自己認識を高めていけるような支援が求められる。

→自己認識の過程では、次のような観点が大切になる。

- 障害、特性を知ること
- 自分自身をマネジメントしていく能力
- 環境（他者）との相互関係

社会に接続する教育機関として、修学支援を対処的なものとせず、修学支援を通じて“+αの支援”となっていることが重要ではないか。

44



参考：

- 独立行政法人 日本学生支援機構，2007-2021，「2006-2020 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」。
- 独立行政法人 日本学生支援機構，2015，「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」。
- 高橋知音編，2016，「発達障害のある大学生への支援」，金子書房。
- 小谷裕美・村田淳編，2018，「高校・大学における発達障害者のキャリア教育と就活サポート」，黎明書房。
- 独立行政法人 日本学生支援機構，2018，「合理的配慮ハンドブック」。
- AHEAD JAPAN\_\_<https://ahead-japan.org/index.html>
- 高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）\_\_  
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/platform/>

## 県内大学担当者と地域の支援者の情報交換会 事例検討資料

### 事例① 診断・引継ぎのあるケース

幼少期に自閉症の診断を受け、小学・中学校では特別支援学級（自閉情緒学級）で過ごした。その後、高校は県立高校に進学した。

高校では、入学当初は教室移動時に一人だけ迷子になっていたりしたが、徐々に慣れたようであった。また、趣味（電車）の合う友達数人と仲良く過ごすことあったが、年に数回クラスメイトや一部の教員と口論のようになっていたよう。その度に、担任や養護教諭がじっくりと話を聞いていたが、担任に関係ない科目の相談をしてくることもあった。加えて、忘れ物やテスト範囲が分からなくなることもあり、その都度教員がこまめに声をかけていた。

家族については、母親が本人の障害理解等に熱心で、幼少期から居住市の発達支援室で定期的な相談をしていた。入学前の高校からの引継ぎ時は教員と本人・母が来たが、母が多く話していた。本人は、「自閉症で、人間関係に困ります。忘れ物が多いです。」くらいの発言であった。

### 事例② 診断等が無く自己認識が不十分なケース

最寄り駅から大学へのバス内で大声で話したり、授業等ではソワソワと動いたりグループワークで突飛なずれた発言をして孤立することがあるなど、教職員間の一部では有名？な存在である。また、事務的な書類やレポートなどの提出忘れ・忘れもあって、頻回な呼び出しや単位を落とすこともあった。コロナ禍でリモート授業が増えると、その傾向は悪化。全く出席・レポート提出ができない科目もあって、大量の単位を落とした。また、下宿先の家賃を2ヶ月滞納していることも発覚した。

本人を呼び出して面談したところ、「頑張ろうとは思ってます」「次は頑張ります」「カウンセリングとかはいいです。自分が頑張るしかないんで。」とのこと。保護者にも来てもらい面談したが、「昔からそういういい加減なところがあった」「厳しく言ってやってください。私たちもそうやってきましたし、また言います。」とのことだった。これらの発言やそれまでの経過を考えると、教職員としてはうまくできるか懐疑的で、仮に卒業できても就職できないあるいは仕事が長続きしないと考えている。